

Ⅱ スポーツ少年団の組織と運営

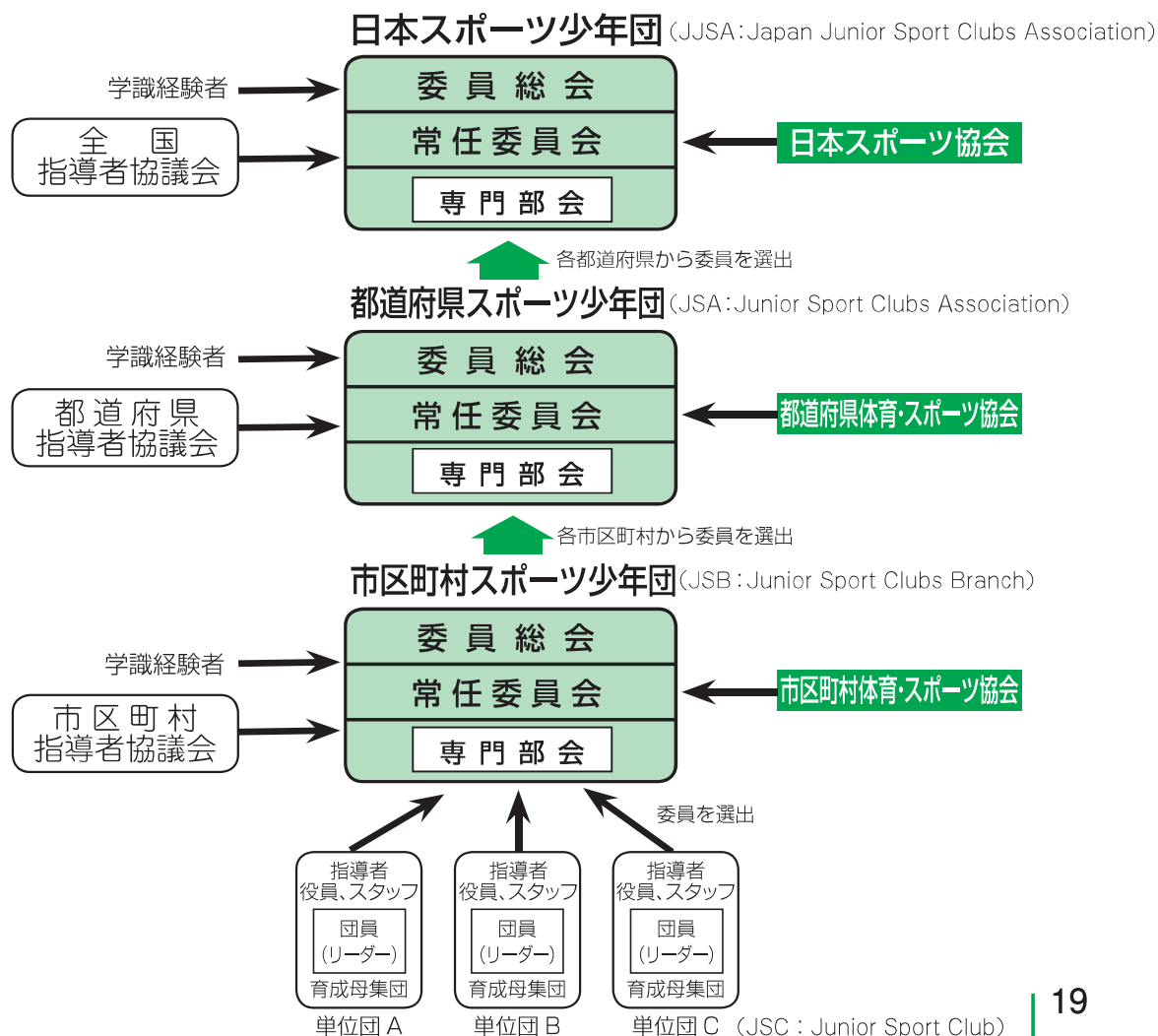
1. スポーツ少年団の組織

<スポーツ少年団の組織>

スポーツ少年団は、単位団、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団の4つの段階で構成・運営されています。市区町村・都道府県・日本スポーツ少年団は委員会や専門部会を設け、直接的・間接的に単位団、団員、指導者、役員・スタッフおよび育成母集団を支援しており、指導者の資質向上をはかるため、指導者協議会を設置しています。

また、スポーツを総合的に統轄する団体である体育・スポーツ協会や教育委員会等の地方行政機関とも連携して、青少年の健全育成に努めています。

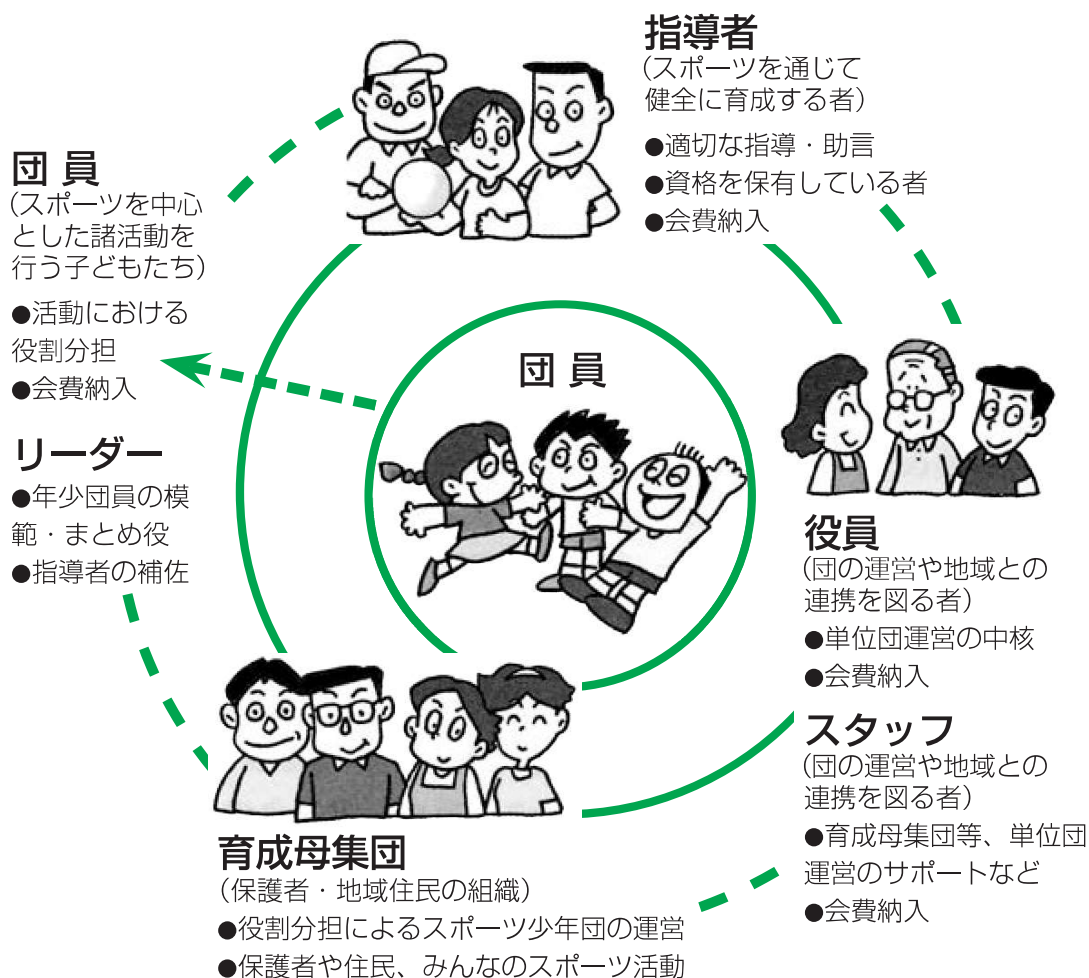
■スポーツ少年団の組織図



<単位団>

単位団は、自主的に参加した子どもたちと、単位団活動をより良くするために補助的な役割を果たすリーダー、適切な指導・助言で子どもたちの能力を引き出し、より良い社会人へと導くことができる指導者や役員・スタッフ、地域の中で財政面、労力面、精神面にわたって単位団を支えてくれる育成母集団（→P.26）が重要なメンバーとなり、はじめて組織として確立されるのです（規約の参考例→P.50）。

■単位団の組織



<市区町村スポーツ少年団>

地域の登録単位団を集約しているのが市区町村スポーツ少年団です。単位団の団員や指導者等の登録をとりまとめて都道府県スポーツ少年団へ登録申請するほか、市区町村スポーツ少年団の行事の企画・運営、

新規団の登録や団員、指導者、役員・スタッフ、育成母集団の資質向上をはかる研修、国際交流活動への参加、単位団活動における安全対策などを行います。

<都道府県スポーツ少年団>

都道府県スポーツ少年団は、登録された単位団を基盤として、市区町村スポーツ少年団役員を中心に、都道府県体育・スポーツ協会役員や学識経験者などで運営されています。

また、市区町村スポーツ少年団から登録申請があった単位団をとりまとめ、日本スポーツ少年団へ登録申請するほか、リーダー・指導者・育成母集団の育成や研修、ブロック大会・全国大会・国際交流への団員・リーダー・指導者・役員・スタッフの派遣、各種広報活動、表彰などを行います。

<日本スポーツ少年団>

日本スポーツ少年団は、登録された単位団を基盤として、市区町村・都道府県スポーツ少年団で構成された組織で、公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）の内部組織となっています。

（主な主催行事は P.18 参照）

2. スポーツ少年団の登録

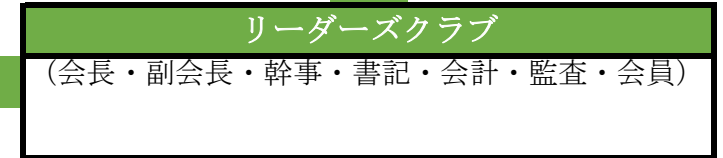
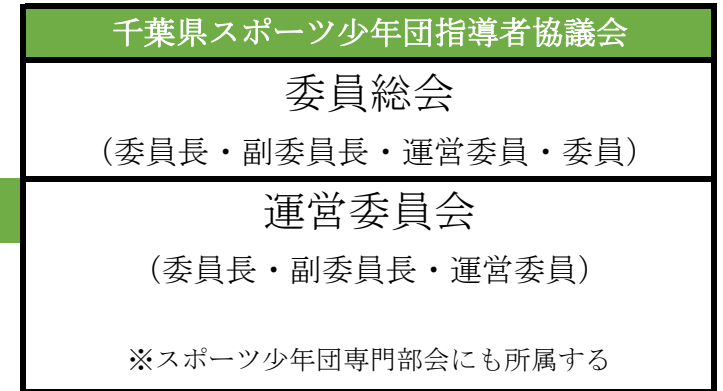
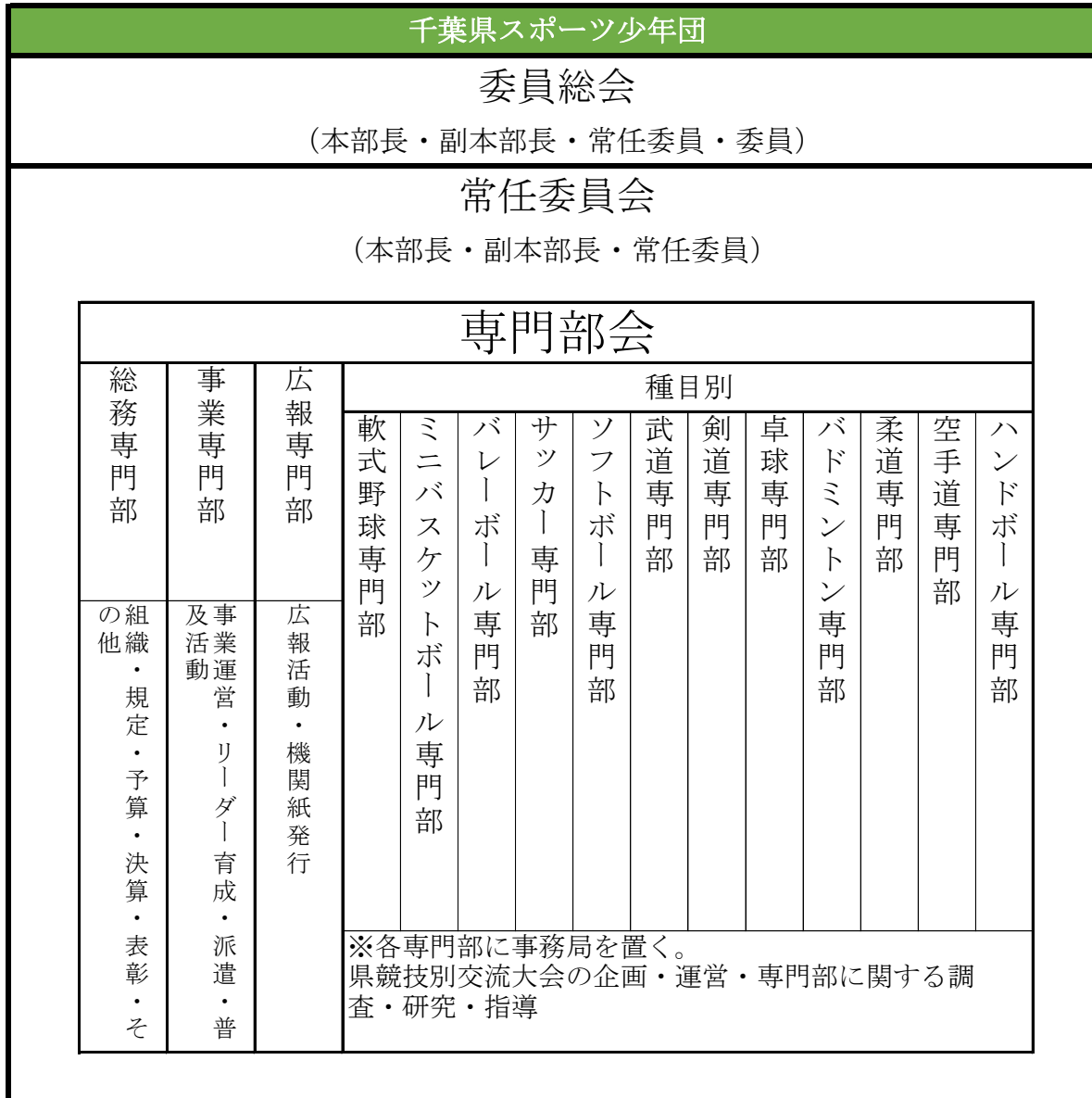
<スポーツ少年団の登録>

スポーツ少年団はメンバーシップ制をとっていて、単位団は年度ごとに団員、指導者、役員・スタッフの登録が必要です。登録要件は次のページのとおりです。市区町村スポーツ少年団に登録した単位団は、都道府県スポーツ少年団を通じて日本スポーツ少年団へ登録されます。

単位団の登録は、毎年4月から7月の間にスポーツ少年団登録システムを用いて、所属する市区町村スポーツ少年団に申請・登録します。最寄りの市区町村スポーツ少年団の連絡先は、各都道府県スポーツ少年団へお問合せください（→ P.59）。

登録した単位団には登録認定資料が交付されます（→ P.44）。

千葉県スポーツ少年団 組織図



令和4・5年度千葉県スポーツ少年団本部役員・指導者協議会委員

令和5年4月時点

地区	市町村名	本部	指導者協議会
千葉	千葉市	佐倉 和明	小川 光男
	市原市	石川 雅秀	石川 雅秀
船橋	船橋市	中野 誠	北村 寿
	市川市	宗像 洋文	宗像 洋文
	習志野市	高橋 保雄	秋穂 欣也
	八千代市	上田 和也	会田 智美
	浦安市	大滝 秀一	小林 隆司
東葛	松戸市	猪狩 浩	山本 由起子
	柏市	福原 卓夫	村松 喜美代
	野田市	加瀬 亨	杉崎 忍
	流山市	吉開 幹大	吉開 幹大
	我孫子市	近藤 吉光	近藤 吉光
	鎌ヶ谷市	深田 隆雄	有山 高臣
印旛	佐倉市	木原 義春	大平 仁
	成田市	中村 好男	中村 好男
	四街道市	若林 修	若林 修
	酒々井町	藤崎 満	松本 文男
	八街市	西野 克彦	山口 孝弘
	富里市	今井 忠敏	篠原 清勝
	栄町	弘海 達也	茨城 栄一
	印西市	荻原 健一	依田 康雄
	白井市	井手尾 雄二	井手尾 雄二
香取	香取市	長谷川 謹二	間山 裕昭
	神崎町	高橋 弘哲	高橋 弘哲
	東庄町	石毛 政雄	石毛 政雄
	多古町	平山 邦雄	渡貫 芳浩

地区	市町村名	本部	指導者協議会
海匝	銚子市	笹本 恭央	徳元 政彦
	旭市	渡辺 弘巳	越川 哲哉
	匝瑳市	伊橋 健	太田 一徳
山武	東金市	中村 吉男	中村 吉男
	大網白里市	石井 一正	吉田 伸宏
	九十九里町	椎名 亮介	松井 三夫
	山武市	今関 和男	今関 和男
	横芝光町	鈴木 照充	宮菌 博香
	芝山町	渡邊 剛也	渡邊 剛也
長生	茂原市	古作 俊夫	船見 健治
	一宮町	渡邊 浩二	久我 富子
	白子町	齊藤 貴人	渡邊 昭
	長柄町	青木 諒	青木 諒
	長南町	鈴木 弘	鈴木 弘
	睦沢町	海老根 正明	田嶋 真司
	長生村	矢部 高成	秋葉 幸彦
夷隅	勝浦市	板橋 政臣	板橋 政臣
	大多喜町	杉村 泰彦	高田 秀夫
	いすみ市	鈴木 浩司	鈴木 浩司
	御宿町	塩入 健次	塩入 健次
安房	館山市	石橋 寿一	松坂 誠一
	鴨川市	富橋 幸弘	吉田 寛和
	鋸南町	池田 勝	池田 勝
君津	南房総市	平柳 勝彦	平柳 勝彦
	木更津市	重田 紀元	重田 紀元
	君津市	本村 雅寛	池田 健司
	富津市	吉本 充	石井 利夫
	袖ヶ浦市	渡辺 治	渡辺 治

令和4・5年度千葉県スポーツ少年団常任委員

役職	氏名	選出区分	担当専門部
本部長	本城 一隆	スポーツ協会理事	
副本部長	滝口 健二	スポーツ協会理事(県小中体連会長)	総務
〃	茨城 栄一	指導協委員長	広報
〃	平良 清忠	学識経験	事業
〃	北林 栄峰	学識経験	総務
常任委員	小野島 純一	スポーツ協会理事	総務
〃	松倉 明	スポーツ協会理事	総務
〃	鳥居 和男	スポーツ協会理事	総務
〃	佐倉 和明	千葉地区(千葉市)	事業
〃	中野 誠	船橋地区(船橋市)	総務
〃	近藤 吉光	東葛地区(我孫子市)	事業
〃	藤崎 満	印旛地区(酒々井町)	事業
〃	長谷川 謹二	香取地区(香取市)	事業
〃	笹本 恭央	海匝地区(銚子市)	広報
〃	中村 吉男	山武地区(東金市)	総務

役職	氏名	選出区分	担当専門部
常任委員	古作 俊夫	長生地区(茂原市)	総務
〃	板橋 政臣	夷隅地区(勝浦市)	事業
〃	石橋 寿一	安房地区(館山市)	事業
〃	吉本 充	君津地区(富津市)	総務
〃	前浪 祐吾	指導協副委員長	事業
〃	北村 寿	指導協副委員長	事業
〃	篠原 清勝	指導協副委員長	総務
〃	石川 倫之	種目別専門部(サッカー)	事業
〃	西野 克彦	種目別専門部(ソフトボール)	事業
〃	榎枝 孝洋	学識経験(高体連)	総務
〃	山本 義一	学識経験	総務
〃	有山 高臣	学識経験	総務
〃	五月女 重夫	学識経験	総務
〃	大塚 直弥	リーダーズクラブ会長	事業

令和4・5年度千葉県スポーツ少年団指導者協議会運営委員

役職名	氏名	選出区分	担当専門部
委員長	茨城 栄一		広報
副委員長	前浪 祐吾		事業
〃	北村 寿		事業
〃	篠原 清勝		総務
運営委員	小川 光男	千葉地区(千葉市)	総務
〃	秋穂 欣也	船橋地区(習志野市)	総務
〃	近藤 吉光	東葛地区(我孫子市)	事業
〃	松本 文男	印旛地区(酒々井町)	事業
〃	間山 裕昭	香取地区(香取市)	事業
〃	越川 哲哉	海匝地区(旭市)	事業
〃	中村 吉男	山武地区(東金市)	総務
〃	船見 健治	長生地区(茂原市)	事業

役職名	氏名	選出区分	担当専門部
運営委員	鈴木 浩司	夷隅地区(いすみ市)	事業
〃	松坂 誠一	安房地区(館山市)	事業
〃	石井 利夫	君津地区(富津市)	事業
〃	有山 高臣	学識経験	事業
〃	重田 紀元	学識経験	総務
〃	平良 清忠	学識経験	事業
〃	中村 好男	学識経験	事業
〃	池田 健司	学識経験	事業
〃	五月女 俊人	学識経験	事業
〃	北村 夏子	学識経験	事業
〃	大塚 直弥	リーダーズクラブ会長	事業

千葉県スポーツ少年団規程

第1章 総 則

- 第1条 この規程は、公益財団法人千葉県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第38条の規程に基づき設置された千葉県スポーツ少年団（以下「本団」という。）に関することを定める。
- 第2条 本団は、市町村体育協会等が設ける市町村スポーツ少年団をもって組織する。

第2章 目 的

- 第3条 本団は、スポーツ少年団の普及と育成指導に努め、その活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、心身の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事 業

- 第4条 本団は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) スポーツ少年団の登録に関すること。
 - (2) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成に関すること。
 - (3) スポーツ少年団の育成と指導援助に関すること。
 - (4) スポーツ少年団育成団体の組織化と育成に関すること。
 - (5) スポーツ少年団体力テストの実施に関すること。
 - (6) スポーツ少年団の全県的行事に関すること。
 - (7) 日本スポーツ少年団が主催する諸行事及び全国的スポーツ諸行事への参加協力に関すること。
 - (8) 関係団体との連絡調整に関すること。
 - (9) スポーツ少年団の顕彰に関すること。
 - (10) その他前条の目的達成に必要な事業に関すること。
- 第5条 本団は、前条の事業及び予算・決算に関しては、本協会理事会の決議に基づき実施する。

第4章 登 録

- 第6条 本団への加入は、市町村スポーツ少年団を経由して行い、日本スポーツ少年団に登録することによって行われる。
2. 前項の登録は、毎年度更新するものとする。
 3. その他、登録に関しては、日本スポーツ少年団が定める「スポーツ少年団登録規程」によるものとする。

第5章 役 員

- 第7条 本団に、次の役員を置く。
- (1) 本部長 1名
 - (2) 副本部長 若干名
 - (3) 常任委員 若干名
 - (4) 委員 若干名

- 第8条 委員は、市町村スポーツ少年団が、その本部長、副本部長、役員の中から1名を選出する。
2. 委員が他の役員に就任したとき、その後任は、その者の属する市町村スポーツ少年団から前項に従って選出する。

- 第9条 本部長及び副本部長は、委員総会で推挙し、本協会理事会の承認を得て本協会理事長が委嘱する。
2. 前項のほか本協会理事長は、本協会スポーツ少年団担当理事のうち1名を副本部長に委嘱する。
 3. 本部長は本団を代表し、団務を統轄する。
 4. 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名した順によりその職務を代行する。
 5. 本部長、副本部長は就任と同時に常任委員となる。

- 第10条 常任委員は、委員総会で次の各号により承認された者を本部長が委嘱する。

- (1) 本協会スポーツ少年団担当理事
 - (2) 委員の中から別表1に定める地区ごとに1名、互選による者 地区代表者
 - (3) 本部長が指名する、本団指導者協議会役員及び学識経験者 若干名
2. 地区代表常任委員は各地区を統括し本団事務局と連携し、各種事業の地区内での調整に努める。

- 第11条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する委員総会終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
2. 役員に欠損を生じた場合は、それぞれの選出方法により欠員を補充する。ただし、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
 3. 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

- 第12条 本団に顧問を置くことができる。
2. 顧問は、常任委員会で推挙した者を委員総会の決議を経て、本部長が委嘱する。
 3. 顧問は本部長の諮問に応ずる。

第6章 会 議

- 第13条 常任委員は、常任委員会を構成し、本団の団務を審議執行する。
2. 常任委員会は、必要に応じて本部長が招集し議長となる。
 3. 常任委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は遅滞なく常任委員会を招集しなければならない。

- 第14条 常任委員会は、常任委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

2. 常任委員会の議事は、出席常任委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決定する。
3. 常任委員が常任委員会に出席できないときは、他の常任委員に議決権を委任することができる。この場合、委任した常任委員は出席したものとみなす。

第15条 委員は委員総会を構成し、本団の事業計画、予算、事業報告、決算、その他団務に関する重要事項で本部長が付議した事項を審議決定する。

2. 委員総会は毎年1回以上開催し、本部長が招集し議長となる。
3. 委員の3分の1以上から、会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に委員総会を招集しなければならない。

第16条 委員総会は、委員の2分の1以上出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

2. 委員総会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決定する。
3. 委員が委員総会に出席できないときは、他の委員に議決権を委任することができる。この場合、委任した委員は出席したものとみなす。

第17条 本協会の代表理事、専務理事、各委員長は会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。

第7章 専門部会

第18条 本団に次の専門部会を置く。

- (1) 総務・事業専門部会
 - (2) 種目別専門部会
 - (3) 広報専門部会
2. 前項の他常任委員会の決議を経て、必要な専門部会を設けることができる。
 3. 専門部会の規程は、常任委員会の承認を得て別に定める。

第8章 指導者協議会

第19条 本団に指導者の資質、指導力の向上のため指導者協議会を置く。

2. 指導者協議会の組織、事務等については、常任委員会の承認を得るものとする。

第9章 リーダーズクラブ

第20条 本団に次代の指導者の確保と養成を図るため、リーダーズクラブを置く。

2. リーダーズクラブの組織、事務などについては、常任委員会の承認を得るものとする。

第10章 会計

第21条 本団の会計は、本協会の定款及び経理規程の定めるところによる。

2. 本団の経費は、指導者と団員の登録料及び日本スポーツ協会補助金、その他をもって充てる。

第11章 事務局

第22条 本団の事務は、本協会事務局で行う。

第12章 本規程の変更

第23条 この規程は、常任委員会及び委員総会で出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本協会理事会の承認を得て変更することができる。

(附 則)

昭和39年 1月31日制定	昭和56年12月11日改訂
昭和44年 4月 1日改訂	昭和60年 4月 1日改訂
昭和49年 3月28日改訂	平成16年 3月 6日改訂
昭和52年 4月28日改訂	平成18年 3月 4日改訂
昭和52年12月13日改訂	平成23年3月16日改訂
平成24年4月1日施行	

別表1 (地区区分表:11地区)

千葉	千葉・市原
船橋	船橋・市川・習志野・八千代・浦安
東葛	松戸・柏・野田・流山・我孫子・鎌ヶ谷
印旛	佐倉・成田・四街道・酒々井・八街・富里・栄・印西・白井
香取	香取・神崎・東庄・多古
海匝	銚子・旭・匝瑳
山武	東金・大網白里・九十九里・山武・芝山・横芝光
長生	茂原・一宮・白子・長柄・長南・睦沢・長生
夷隅	勝浦・大多喜・いすみ・御宿
安房	館山・鴨川・鋸南・南房総
君津	木更津・君津・富津・袖ヶ浦

千葉県スポーツ少年団指導者協議会規程

第1章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県体育協会千葉県スポーツ少年団規程第19条に基づく指導者協議会(以下「本会」という。)に関することを定める。

第2章 目 的

第2条 本会は、千葉県スポーツ少年団登録指導者(以下「指導者」という。)相互の連帯と資質、指導力の向上並びに指導活動の促進方策について協議することを目的とする。

第3章 協議事項

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項について協議し、千葉県スポーツ少年団に意見を具申する。

- (1) 指導者の研修及び資質の向上に関すること。
- (2) 指導者の交流と情報交換、広報活動に関すること。
- (3) 指導者の社会的地位の向上に関すること。
- (4) 指導活動の安全対策に関すること。
- (5) 指導者育成策の研究に関すること。
- (6) 指導法と指導技術の研究開発に関すること。
- (7) その他各号に関すること。

第4章 構 成

第4条 本会は、登録された千葉県スポーツ少年団指導者をもって組織する。

2. 市町村スポーツ少年団は、指導者の代表1名を委員として千葉県スポーツ少年団に届出る。
3. 委員長は、学識経験者から若干名の委員を委嘱することができる。

第5章 役 員

第5条 本会に次の役員を置き、運営委員会を組織する。
委員長1名・副委員長若干名・運営委員16名
ただし、委員長が必要と認めるときは、運営委員会に諮り、運営委員を追加することができる。

第6条 役員は、第4条に定める委員のうちから委員総会で推挙する。その際、第4条2項の中から、千葉県スポーツ少年団規程の別表1に定める地区ごとに1名を地区代表者とし、必ず入れるものとする。

2. 委員並びに役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する委員総会終了の時までとする。ただし、再任を妨げない。

第6章 会 議

第7条 本会の会議は、委員総会と運営委員会とする。

2. 委員総会は年2回以上、第4条の委員により開催する。
3. 運営委員会は随時これを開催し、第3条各号に関する研究を行うとともに、委員総会の開催について企画立案並びに準備運営にあたる。

4. 委員長は、委員総会並びに運営委員会を招集してその議長となる。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

第7章 専門委員会

第8条 本会は、特に専門的な研究、協議を必要とする場合に、専門委員会を設けることができる。

2. 専門委員会の決定事項は、運営委員会の合意を必要とする。

第8章 会 計

第9条 本会に必要な経費は、千葉県スポーツ少年団費その他をもって充てる。

第9章 規程の変更

第10条 この規程は委員総会の合意を得たのち、千葉県スポーツ少年団常任委員会の承認を受けて変更することができる。

(附 則)

1. 昭和42年 6月21日施行
2. 昭和50年12月 9日改訂
3. 昭和52年 9月 3日改訂
4. 昭和54年 3月26日改訂
5. 昭和54年 7月20日改訂
6. 昭和58年 7月 9日改訂
7. 昭和60年 4月 1日改訂
8. 平成 6年 3月 9日改訂
9. 平成15年 3月 1日改訂
10. 平成16年 3月 6日改訂
11. 平成18年 3月 4日改訂
12. 平成21年 5月23日改訂
13. 平成23年5月28日改訂
14. 平成24年5月26日改訂

スポーツ少年団登録規程

第1条 この規程は、日本スポーツ少年団設置規程第4章第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフの登録に関することについて定める。

第2条 登録は、日本スポーツ少年団設置規程第2章の目的ののっとり、日本スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。

第3条 登録は、日本スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものをもって、市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。

2. 前項の登録にあたっては、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。

第4条 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

第5条 日本スポーツ少年団は、第3条の定めにより登録を行ったスポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフに対し、次の手続きによる認定を行う。

- (1) 新規登録単位スポーツ少年団については団認定証と認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。また、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。
- (2) 更新登録単位スポーツ少年団については認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。
- (3) 団員については団員章を交付する。
- (4) 指導者については指導者章を交付する。
- (5) 役員およびスタッフについては登録証を交付する。

第6条 前条による登録の認定を受けたスポーツ少年団ならびに前条による登録の認定を受けた団員・指導者・役員およびスタッフ（以下「少年団登録者」という。）は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 単位スポーツ少年団については市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団が実施する諸活動に参加すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）が所有するスポーツ少年団関係標章を使用すること。ただし、その使用にあたっては、本会が定める「スポーツ少年団関係標章の使用に関する規程」に基づき正しく使用すること。

第7条 少年団登録者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) スポーツ少年団の理念、日本スポーツ少年団団員綱領および日本スポーツ少年団指導者綱領に従って活動すること。
- (2) 本会倫理規程を遵守するとともに、遵守事項に違反する行為（反倫理的行為）を行った疑いがあるときまたは当該行為を行った疑いがある者に関係するとみなされるときは、当該事案に関する調査に誠実に協力すること。
- (3) 本会倫理規程および遵守事項に違反する行為（反倫理的行為）を発見したときは、これを是正するよう努めること。

第8条 少年団登録者が、本会登録者等処分規程第3条に違反する行為を行った疑いがあるときは、同規程に基づき対応を行うものとする。

2. 前項の対応を行った結果、当該少年団登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者を処分するものとする。

第9条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議を経て、別に定めることができる。

第10条 本規程の改定は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附則1 この規程は昭和61年4月1日から施行する。

附則2 この規程は平成元年4月1日から改定施行する。

附則3 この規程は平成22年6月9日から改定施行する。

附則4 この規程は平成27年11月9日から改定施行する。

附則5 この規程は平成30年4月1日から改定施行する。

附則6 この規程は令和元年5月31日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

附則7 この規程は令和4年4月19日に改定し、令和5年1月1日から施行する。

スポーツ少年団登録規程施行細則

第1条 この細則は、スポーツ少年団登録規程第3条に関する事項について定める。

第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。

1. 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。
2. 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認指導者資格」という。）保有者（ただし、スポーツリーダー資格のみを保有する者は除く。）とする。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成講習会を修了した者は、その翌年度の登録については、公認指導者資格の認定前であっても指導者として登録することができる。
3. 単位スポーツ少年団は、原則として別表に定めるとおり、団員10名以上と指導者2名以上で構成されるものとする。
4. 前項における指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者（次のいずれかにあてはまる者）としなければならない。
 - (1) 令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
 - (2) スタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者
 - (3) 令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5（2023）年度まで引き続き登録を行っていた者
 - (4) 令和2（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている者
5. 前項にかかわらず、新規登録単位スポーツ少年団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とせず、次の（1）または（2）を満たせばよいものとする。
 - (1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合
この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、当該年度内にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
 - (2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名）場合
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、当該年度内にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
6. 指導者または登録する年の4月1日現在満18歳以上の役員およびスタッフのうち1名を代表者とする。なお、2団以上の代表者を兼ねることはできない。
7. 登録に関する手続きは、スポーツ少年団登録システムを用いて行うこととする。
8. 単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年4月1日から7月31日までの期間中に、所属する市区町村スポーツ少年団に申請するものとする。
9. 市区町村スポーツ少年団は前項に規定する手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、8月31日までの期間中に都道府県スポーツ少年団に、登録申請の届出を行う。また市区町村スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
10. 都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、9月30日までに日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また都道府県スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
11. 日本スポーツ少年団への登録料は団員1名300円、指導者、役員およびスタッフ1名700円とする。

第3条 登録者の個人情報、公益財団法人日本スポーツ協会個人情報保護方針に基づき、日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団等にて共同利用する。その他、個人情報取り扱いの詳細については、別途定める。

第4条 この細則は常任委員会の議決によって変更することができる。

- 附則 1 本細則は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。ただし第 2 条第 3 項については平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 2 本細則は平成元年 4 月 1 日から施行する。ただし第 2 条第 3 項については平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 3 本細則は平成 4 年 10 月 21 日から改定施行する。
- 附則 4 本細則は平成 7 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 5 本細則は平成 11 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 6 本細則は平成 17 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 7 本細則は平成 24 年 11 月 14 日から改定施行する。
- 附則 8 本細則は平成 26 年 5 月 23 日に改定し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 9 本細則は平成 27 年 3 月 6 日に改定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 10 本細則は平成 28 年 11 月 11 日に改定施行し、平成 29 年度登録から適用する。
- 附則 11 本細則は平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 12 本細則は令和元年 5 月 31 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 13 本細則は令和 2 年 3 月 17 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 14 1. 本細則は令和 2 年 10 月 14 日から改定施行する。
2. 第 2 条第 4 項は、令和 3 年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が 1 名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。
（1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が 1 名の場合
この 1 名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも 1 名が、令和 3 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
（2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0 名の）場合
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計 2 名が、令和 3 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
- 附則 15 1. 本細則は令和 2 年 11 月 20 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、スポーツリーダー資格のみを保有する者であっても、令和 5 年度までは指導者として登録することができるものとする。
- 附則 16 1. 本細則は令和 2 年 11 月 20 日から改定施行する。
2. 第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている満 20 歳以上の者は、公認指導者資格を保有していない場合であっても、令和 5 年度まではスポーツ少年団の理念を学んだ指導者として登録することができるものとする。
- 附則 17 1. 本細則は令和 3 年 11 月 26 日から改定施行する。
2. 第 2 条第 4 項は、令和 4 年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が 1 名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。
（1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が 1 名の場合
この 1 名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも 1 名が、令和 4 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
（2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0 名の）場合
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計 2 名が、令和 4 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

附則 18 本細則は令和4年4月19日に改定し、令和5年1月1日から施行する。

附則 19 1. 本細則は令和4年11月25日に改定し、令和5年4月1日から施行する。

2. 第2条第4項は、令和5年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。

（1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合

この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和5年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

（2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名の）場合

指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和5年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

別表（単位スポーツ少年団として構成・登録する際に必要となる最低人数）

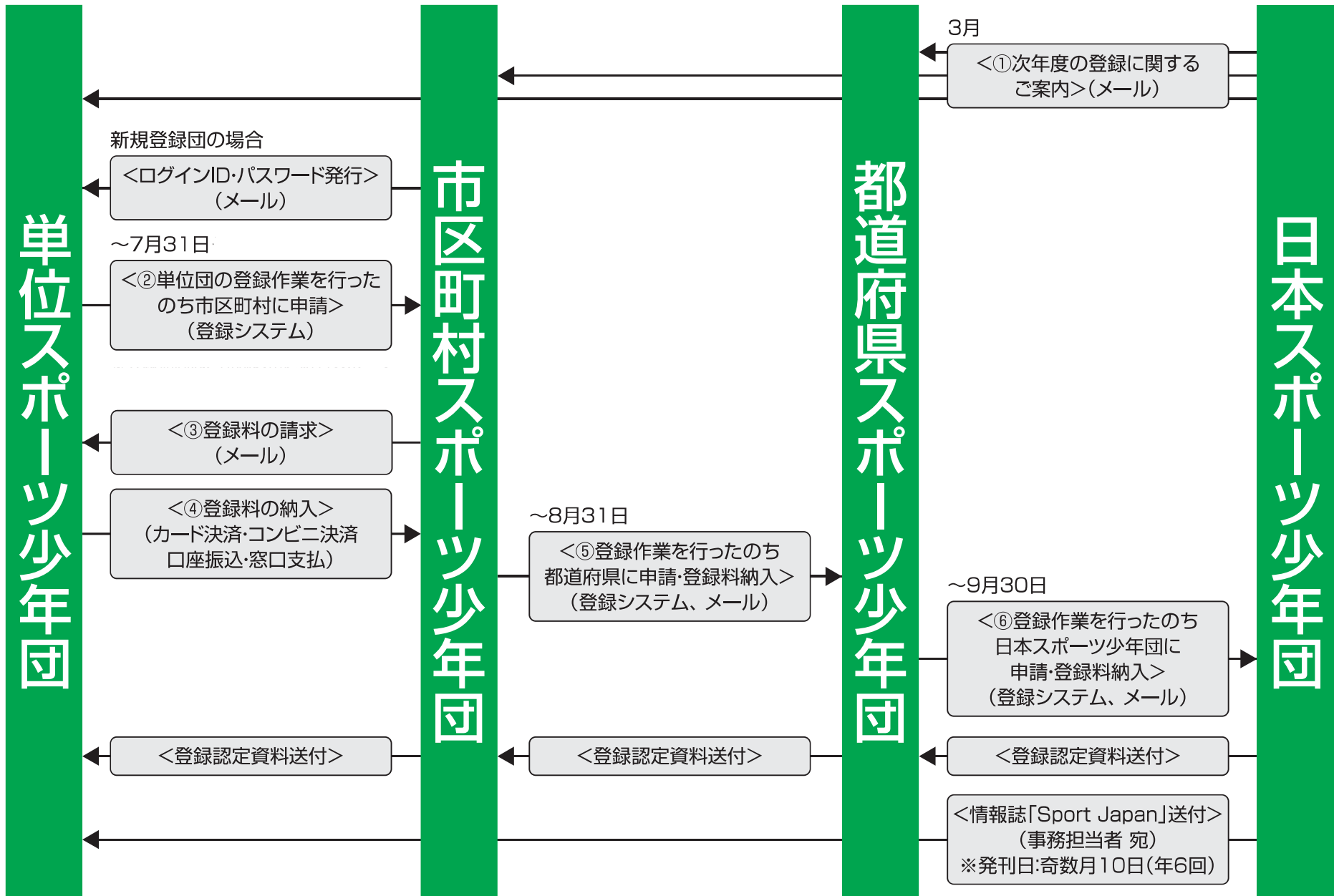
		指導者		団員
		理念○	理念×	
		18歳以上	18歳以上	
パターン	A	2名		10名
	B※	1名	1名	10名
	C※	0名	2名	10名

理念○：第2条第4項に定めるスポーツ少年団の理念を学んだ者

- (1) 令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
- (2) スタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者
- (3) 令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5（2023）年度まで引き続き登録を行っていた者
- (4) 令和2（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている者

※パターンBおよびCは、新規登録単位スポーツ少年団のみ適用可能（第2条第5項に基づくパターン）。

■スポーツ少年団登録の流れ



<登録(概要)>

スポーツ少年団は、メンバーシップ制をとっており、毎年、単位スポーツ少年団（以下、「単位団」）ごとに団員、指導者、役員・スタッフの登録が必要です。

登録手続きについては、スポーツ少年団登録システム（以下、「登録システム」）を利用して行っていただきます。

1. 登録の流れ

(1) 登録申請

スポーツ少年団登録規程および同登録規程施行細則に定める登録要件を満たす単位団は、登録システム上で必要事項を入力の上、登録料の支払方法を選択し、市区町村スポーツ少年団へ登録申請を行います。

※市区町村スポーツ少年団は、単位団の登録申請を取りまとめ都道府県スポーツ少年団へ、同様に都道府県スポーツ少年団は市区町村スポーツ少年団の登録申請を取りまとめ日本スポーツ少年団へ登録申請を行います。併せて、市区町村および都道府県スポーツ少年団は、所属する役員・スタッフの登録を行います。

(2) 登録料の納入（クレジットカード決済、コンビニエンスストア決済、窓口支払、銀行振込）

市区町村スポーツ少年団にて登録内容を承認したのち、単位団は選択した支払方法に基づき、市区町村スポーツ少年団に登録料を納入します。

2. スポーツ少年団登録システム

(1) 登録システムについて

該当 URL : <https://jjsa-entry.japan-sports.or.jp/login>

スポーツ少年団登録システム

Click



(2) 登録システムの詳しい利用方法（マニュアルについて）

ログイン画面下部「マニュアル」をクリックし、ダウンロードの上、ご確認をお願いします。

「スポーツ少年団登録システムに関する操作手順動画」を YouTube で公開しておりますので、併せてご確認ください。

3. 登録の要件について

(1) 団員

- 登録する年の4月1日現在満3歳以上
- ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとします。

(2) 指導者

- 登録する年の4月1日現在満18歳以上で、次のいずれかに該当する者

①公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格(※)（以下、「JSP0 公認資格」）等保有者（JSP0 公認スポーツリーダーを除く）

※次の資格を含む

- ・公益財団法人日本サッカー協会（JFA）公認C級コーチライセンス以上の資格保有者
- ・公益財団法人日本バスケットボール協会（JBA）公認C級コーチライセンス以上の資格保有者

②前年度のJSP0 公認資格養成講習会受講修了者

(注意) 令和5年度は次の③、④いずれかに該当する者についても指導者として登録することが可能

- ③令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている満20歳以上の者
- ④JSP0 公認スポーツリーダー保有者

(3) 役員・スタッフ

- 単位団の運営や地域との連携を図る者（主に単位団の取りまとめを担う場合は「役員」、主に育成

母集団など単位団の運営やサポートを担う場合は「スタッフ」を想定)

- 市区町村・都道府県スポーツ少年団において各スポーツ組織の育成指導や事務にあたる者(本部長、副本部長、役員は「役員」、事務担当者は「スタッフ」を想定。その他市区町村・都道府県スポーツ少年団の必要に応じて「役員」または「スタッフ」として登録)

(4) 単位団

- 原則として団員 10 名以上と指導者 2 名以上が必要 (※)
- 指導者のうち「スポーツ少年団の理念を学んだ者」が 2 名以上必要
※団員たちがグループとして集団活動を行うにあたり、より成果が得られるための目安として原則 10 名以上と定めていますが、競技種目や地域の実情により単位団登録初年度は 10 名未満の場合もあると思われます。登録申請時に指導者から十分事情を聞いたうえで柔軟に対処することが必要です。

[新規団]

初めてスポーツ少年団に登録する年度に限り「スポーツ少年団の理念を学んだ者」(※) が 2 名未満でも登録することが可能です。しかし、新規登録初年度内に少なくとも指導者、役員およびスタッフのうち 2 名が「スポーツ少年団の理念を学んだ者」として、指導者登録ができる資格 (JSPO 公認スタートコーチ (スポーツ少年団)) を取得する必要があります。

[更新団] (前年度から引き続き登録する団)

少なくとも 2 名以上の指導者が「スポーツ少年団の理念を学んだ者」(※) である必要があります。

ただし、「新型コロナウイルスの影響を踏まえた令和 5 年度スポーツ少年団登録 (更新登録) に係る緩和措置について」により、令和 5 年度は全ての更新登録単位団を対象に「スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者」が 1 名以下でも更新登録することが可能です (詳細 P. 19 参照)。

※「スポーツ少年団の理念を学んだ者」は、上記「3. 登録の要件について (2) 指導者」に示す指導者として登録する者のうち、次のいずれかに該当する者を指します。

- ① 令和元 (2019) 年度のスポーツ少年団登録においてスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
- ② スタートコーチ (スポーツ少年団) 資格保有者
- ③ 令和元 (2019) 年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和 5 (2023) 年度まで引き続き登録を行っていた者
- ④ 令和 2 (2020) 年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている者

4. 登録料について

スポーツ少年団の登録には、市区町村・都道府県スポーツ少年団で各々定めている登録料の納入が必要です。登録料は、単位団、市区町村スポーツ少年団および都道府県スポーツ少年団が登録申請を行う際に、一括して納入いただきます。

[日本スポーツ少年団への登録料]

団員 : 300 円 (1 名/年間)

指導者、役員・スタッフ : 700 円 (1 名/年間)

- ※ 複数の単位団に登録する場合は、それぞれの単位団で登録料を納入いただく必要があります。
- ※ 単位団の指導者、役員・スタッフが、その単位団が所属する市区町村スポーツ少年団や都道府県スポーツ少年団の役員・スタッフを兼ねる場合は、役員・スタッフとしてさらに登録料を納める必要はありません。ただし、市区町村スポーツ少年団や都道府県スポーツ少年団の役員・スタッフとしてのみ登録する場合は、登録料の納入が必要となります。

5. 登録申請先・登録申請期間（期限）

区分	登録申請先	登録申請期間（期限）
単位団	所属する市区町村スポーツ少年団	原則として 4月1日～7月31日（※1）
市区町村スポーツ少年団（※2）	所属する都道府県スポーツ少年団	～8月31日
都道府県スポーツ少年団（※3）	日本スポーツ少年団	～9月30日

※1:市区町村スポーツ少年団で独自に登録申請期間を設ける場合は、あらかじめ単位団への周知が必要です。

※2:市区町村スポーツ少年団に所属するすべての単位団の登録内容を取りまとめ、都道府県スポーツ少年団へ登録申請を行ってください。

※3:都道府県スポーツ少年団に所属するすべての市区町村スポーツ少年団および単位団の登録内容を取りまとめ、日本スポーツ少年団へ登録申請を行ってください。

〔追加登録〕

登録完了後に新たな登録者が生じた場合は、登録システムより追加登録を行ってください。

追加登録の受付期限は、日本スポーツ少年団の登録期限（9月30日）を考慮して設定してください（10月1日以降、追加登録はできません）。

6. 登録認定について

登録が完了すると、単位団、団員、指導者、役員・スタッフとして認定され、以下の登録認定時交付物品が交付されます（詳細P.20参照）。

また、単位団、市区町村・都道府県スポーツ少年団に対しては、日本スポーツ協会発刊の情報誌「Sport Japan」が2ヶ月に一度（奇数月の10日）送付されます（送付先は、登録システムで「事務担当者」として登録されている指導者、役員またはスタッフとなります）。

なお、スポーツ少年団旗（単位団旗）は、全ての単位団が保有しなければなりません。

〔登録認定資料〕

内容	交付先
①団認定証	新規登録団のみ
②団認定リボン	全登録団（新規団・更新団）
③団員章（ワッペン）	全団員
④指導者章（ワッペン）	全指導者
⑤役員・スタッフ登録証（カード）	都道府県・市区町村スポーツ少年団および単位団の全役員・スタッフ

7. 登録の有効期間

登録の認定を受けた日から、その年度末日（3月31日）まで

※年度ごとに単位団、団員、指導者、役員・スタッフの登録申請が必要です。

8. 個人情報の取扱いについて

(1) 個人情報利用目的

登録システムに入力された情報は、「スポーツ少年団登録者個人情報の取り扱いについて」に基づき利用されます。

(2) 登録システムのログイン ID、パスワード

単位団・市区町村・都道府県スポーツ少年団に交付するログイン ID（数字 10 桁）、各団で設定するパスワードにより登録システムへのログインが可能となります。登録システムには、単位団の団員、指導者、役員・スタッフに関する個人情報が含まれます。個人情報の保護に関する法律および各団体の個人情報に関する諸規程を基に適切に取扱い、個人情報の漏えい等が発生することのないよう十分ご注意ください。

令和5年度 スポーツ少年団登録事務について

作成日：令和5年5月

<登録料について>

- ① 団員 500円 (日ス少 300円・県ス少 200円)
- ② 指導者 1,200円 (日ス少 700円・県ス少 500円)
- ③ 役員およびスタッフ 1,200円 (日ス少 700円・県ス少 500円)

★複数の単位団に登録の場合は、単位団毎に登録料が必要。

(複数の市町村に登録する場合も同様)

★単位団段階で登録済みの指導者・役員およびスタッフから選出された市町村役員は、市町村段階での登録料は必要なし。

<登録締め切り>

令和5年8月31日(木)

期限までに登録システムでの申請(変更・修正含む)を完了してください。

<登録料の納入について>

令和5年9月1日(金)～9月30日(土)

千葉県スポーツ少年団からの納入依頼をご確認いただきお手続きお願いいたします。

新規登録単位団について

千葉県スポーツ少年団種目別専門部からのお願い

各種目別専門部（12種目）より各単位団へ関連事業の連絡を直接する場合がございます。県本部の登録締切より以前に種目別交流大会が予定されておりますので、新規登録単位団が下記種目に該当する場合は、市町村スポーツ少年団事務局で受付した段階で、市町村スポーツ少年団事務局又は単位団代表指導者から、直接各種目別の担当者へ連絡のご協力をお願いいたします。

連絡先は、『スポーツ少年ちば』（令和5年版）にも掲載しています。

市町村スポーツ少年団事務局から連絡する場合は、個人情報に関係もありますので、新規登録単位団代表指導者に上記理由をお伝えいただき、承諾を得てからご連絡していただきますようお願いいたします。

該当種目（12種目）

軟式野球
ミニバスケットボール
バレーボール
サッカー
ソフトボール
武道
剣道
卓球
バドミントン
柔道
空手道
ハンドボール

令和5年度スポーツ少年団登録における登録要件

単位団の登録には原則、下記の【登録要件①～⑤】をすべて満たしている必要があります。
※登録要件に関してご不明な点等ございましたら、市区町村スポーツ少年団へお問合せください。

登録要件について

① 団員10名以上の登録が必要

・・・単位団には、原則団員10名以上の登録が必要となります。

② 「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」2名以上の登録が必要

・・・指導者のうち「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」2名以上の登録が必要となります。 (※)

※コロナ禍のため令和5年度は下記のとおり緩和措置あり

全ての更新単位団において「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも登録を可能とする。

ただし、以下の(1)または(2)を満たすこと。

(1) 「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」1名を登録した場合

⇒ この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも**1名が**、
令和5年度にスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の受講を修了すること

(2) 「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」がいない(0名)場合

⇒ **指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が**、
令和5年度にスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の受講を修了すること

「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者(理念○)」について

以下に該当する方は、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者(理念○)」として登録が可能です。

- 令和元(2019)年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者令和元(2019)年度スポーツ少年団登録において「認定員資格」保有者であった者
- スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者
- 令和元(2019)年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され、令和5(2023)年度まで引き続き登録を行っていた者
- 令和2(2020)年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている者

③ 18歳以上の指導者、役員およびスタッフのうち計2名以上の登録が必要

④ 指導者、役員およびスタッフの中から代表者1名の登録が必要

⑤ 指導者、役員およびスタッフの中から事務担当者1名の登録が必要

(※JSPO発行の「Sport Japan」を2ヶ月に一度(奇数月)発送いたします。)

【指導者登録にあたる留意事項】

下記いずれかの資格のみを保有されている方は、令和5(2023)年度スポーツ少年団登録まで指導者登録が可能です。

令和6(2024)年度以降は、公益財団法人日本スポーツ協会(JSPO)公認スポーツ指導者資格等の保有が義務付けられますことをご留意ください。

<該当資格>

- ・スポーツ少年団認定員資格のみを保有していた者
- ・JSPO公認スポーツリーダーのみを保有している者(認定員失効者含む)
- ・令和元年(2019)年度以前にシニア・リーダー資格を認定され、現在も保有している者のうち、シニア・リーダー資格のみを保有している者

令和4年11月25日付で「スポーツ少年団登録規程施行細則」を改定(成年年齢引き下げに伴う指導者登録年齢20歳以上→18歳以上への変更)したことに伴い、令和4年度版の本書でお示ししていた登録パターンから大きく変更しております。

「スポーツ少年団登録規程施行細則」に定める
単位スポーツ少年団として構成・登録する際に必要となる最低人数

1. 更新登録の場合

パターンA(令和5年度に限り、パターンBおよびCも含めることが可能) ※令和4年度の緩和措置を継続

2. 新規登録の場合

パターンA～C

【表の見方のポイント】

以下の2つを満たす構成パターンをお示しています。

(1) 「指導者」2名以上

(2) 「スポーツ少年団の理念を学習した指導者(理念○)」2名以上※

※ただし、新規登録単位スポーツ少年団は、(2)について2名以下でも登録可。

また、令和5年度に限り、更新登録単位スポーツ少年団も(2)について2名以下でも登録可。

		指導者※(1)		団員
		理念○※(2)	理念×	
		18歳以上	18歳以上	
パターン	A	2名		10名
	B	1名	1名	10名
	C		2名	10名

※(1):指導者

登録する年の4月1日現在満18歳以上で、次のいずれかに該当する者

① 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格(*) (以下、「JSPO 公認資格」)等保有者 (JSPO 公認スポーツリーダーを除く)

* 次の資格を含む

・公益財団法人日本サッカー協会(JFA)公認C級コーチライセンス以上の資格保有者

・公益財団法人日本バスケットボール協会(JBA)公認C級コーチライセンス以上の資格保有者

② 前年度のJSPO公認資格養成講習会受講修了者

(注意)令和5年度は次の(3)、(4)いずれかに該当する者についても指導者として登録することが可能

③ 令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている満20歳以上の者

④ JSPO公認スポーツリーダー保有者

※(2):理念○

同規程細則第2条第4項に定める「スポーツ少年団の理念を学んだ者」を指す。具体的には、スポーツ少年団に指導者として登録する者のうち、次のいずれかに該当する者。

① 令和元(2019)年度のスポーツ少年団登録においてスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者

② スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者

③ 令和元(2019)年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5(2023)年度まで引き続き登録を行っていた者

④ 令和2(2020)年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている者

(注意)スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会を修了した者は、その翌年度の登録については、資格の認定前であっても「スポーツ少年団の理念を学んだ者」として指導者登録が可能。

＜単位スポーツ少年団の登録に必要な最低構成人数＞

		指導者		団員
		理念○	理念×	
		<u>18歳以上</u>	<u>18歳以上</u>	
パターン	A	2名		10名
	B※	1名	1名	10名
	C※	0名	2名	10名

※パターンBおよびCは、新規登録単位スポーツ少年団のみ適用可能

※**昨年度からの変更点**※

民法改正による成年年齢引き下げ（18歳成人）に伴う対応として、指導者の登録要件を20歳以上から18歳以上に変更しています。

＜昨年度＞ 20歳以上の指導者、役員およびスタッフのうち計2名以上の登録が必要



＜今年度＞ 18歳以上の指導者、役員およびスタッフのうち計2名以上の登録が必要

新型コロナウイルスの影響を踏まえた 令和5年度スポーツ少年団登録（更新登録）に係る緩和措置について

1. 令和5年度緩和措置

令和4年度に引き続き、全ての更新登録単位スポーツ少年団を対象に、「スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とします。

ただし、その場合、登録者（指導者、役員およびスタッフ）のうち少なくとも1名^{※1}または2名^{※2}が、令和5年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了する必要があります。

※1：「スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者」が1名の場合

※2：「スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者」がいない（0名の場合）

2. 令和5年度緩和措置の理由

コロナ禍の影響により、スポーツ少年団の理念を学ぶ場であるスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を令和4年度に希望通り受講できず、令和5年度のスポーツ少年団登録手続き時に、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」を2名以上登録させることができない（つまり団として登録ができない）単位スポーツ少年団が発生し得る事態となっています^{※3}。

※3：令和4年度スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を受講できなかった場合、本来であれば令和4年度に当該講習会を受講し修了した指導者をもって令和5年度に更新登録を行う予定であった単位スポーツ少年団が、更新登録できなくなることが生じ得る。

3. 根拠となる規程

(1) スポーツ少年団登録規程（一部抜粋）

第3条 登録は、日本スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものをもち、市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。

2. 前項の登録にあたっては、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。

(2) スポーツ少年団登録規程施行細則（一部抜粋）

第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。

3. 単位スポーツ少年団は、原則として別表に定めるとおり、団員10名以上と指導者2名以上で構成されるものとする。

4. 前項における指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者（次のいずれかにあてはまる者）としなければならない。

(1) 令和元(2019)年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者

(2) スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者

(3) 令和元(2019)年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5(2023)年度まで引き続き登録を行っていた者

(4) 令和2(2020)年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている者

< 中略 >

附則19

2. 第2条第4項は、令和5年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の(1)または(2)を満たす必要がある。

(1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合

この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和5年度にスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の受講を修了すること。

(2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない(0名の場合)

指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和5年度にスタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会の受講を修了すること。

※各種規程の全文は公益財団法人日本スポーツ協会ホームページをご参照ください。

URL：<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid302.html>（公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ）

スポーツ少年団登録システム ログイン画面

<https://jjsa-entry.japan-sports.or.jp/>



スポーツ少年団登録システム

?

パスワードを表示する

一定回数失敗した場合はログインできなくなります

ログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

[スポーツ少年団登録システムに関する操作手順動画\(YouTube\)](#)

[ログインがうまくいかない場合はこちら](#)

[よくある質問\(単位向け\)](#)

[前年度JSPO資格養成講習会受講修了者の操作方法](#)

[JSPO公認コーチングアシスタントへの資格移行手続きマニュアル](#)

マニュアル

2023-03-30	都道府県職員向け
2023-03-30	市区町村職員向け
2023-03-23	単位スポーツ少年団向け

重要なお知らせ

◆ 問い合わせ先 ◆

日本スポーツ少年団登録システム問合せ窓口（4月1日より開設）

TEL：03-6899-3524（平日・土日祝日 10:00～18:00）

MAIL：jjsa.entry@japan-sports.or.jp

◆ インターネットエクスプローラーをご利用の皆さま ◆

「Microsoft Edge」「Google Chrome」「Mozilla Firefox」「Safari」等、他のブラウザにて登録作業を行っていただきますようお願い申し上げます。

前年度JSPO公認スポーツ指導者資格養成講習会受講修了者の受講番号の確認方法

前年度JSPO公認スポーツ指導者資格養成講習会受講修了者の受講番号の確認については、JSPO公認スポーツ指導者資格を管理する「指導者マイページ」をご確認ください。



指導者マイページURL :

<https://my.japan-sports.or.jp/login>



左側メニューの「トップページ」をクリックし、「講習会申込履歴」の「**受講番号**」に記載の英数字が**受講番号**となります。前年度JSPO公認スポーツ指導者資格養成講習会を受講し、修了した指導者は、スポーツ少年団登録システムでの登録作業前に必ず受講番号を確認してください。



<登録認定関係資料>

1. 団認定証 [(日本) → (都道府県) → 市区町村 → 単位団]
新規加入登録団に対して、市区町村スポーツ少年団から単位団に交付
2. 認定リボン [(日本) → (都道府県) → 市区町村 → 単位団]
登録申請完了の際に、市区町村スポーツ少年団から単位団に交付
3. 団員章 [(日本) → (都道府県) → 市区町村 → 単位団]
登録申請完了の際に、市区町村スポーツ少年団から単位団に登録団員人数分を交付
4. 指導者章 [(日本) → (都道府県) → 市区町村 → 単位団]
登録申請完了の際に、市区町村スポーツ少年団から単位団に登録指導者人数分を交付
5. 役員・スタッフ登録証 [(日本) → 都道府県 → 市区町村 → 単位団]
登録申請完了の際に、市区町村スポーツ少年団から単位団に登録役員・スタッフ人数分を交付
市区町村から都道府県スポーツ少年団へ登録申請後、登録人数分を都道府県から市区町村へ送付
6. ジュニア・リーダー認定証とワッペン [(日本) → 都道府県 → 認定者]
ジュニア・リーダースクール実施前に必要枚数を日本スポーツ少年団に申請、スクール終了時に認定者に交付
7. シニア・リーダー認定証と認定品 (ポロシャツ) [日本 → 認定者]
日本スポーツ少年団から認定者に交付

1. 団認定証



2. 認定リボン



3. 団員章



4. 指導者章



5. 役員・スタッフ登録証



6. ジュニア・リーダー認定証、ワッペン



7. シニア・リーダー認定証



令和2年度（2020年度）からのスポーツ少年団指導者資格

<日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度>

■ JSPO公認スポーツ指導者とは

- スポーツの価値やスポーツの未来への責任を自覚する
- プレーヤーズセンタード の考え方のもとに暴力やハラスメントなどあらゆる反倫理的行為を排除する
- 常に自らも学び続ける
- プレーヤーの成長を支援することを通して、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献できる

共通Ⅳ

<競技別資格>

<競技別資格> (教師)

共通Ⅳ 専門

共通Ⅳ 専門

コーチ 4

上級教師

<メディカル・コンディショニング資格>

共通Ⅲ

共通Ⅲ 専門

共通Ⅲ 専門

共通Ⅲ 専門

共通Ⅲ 専門

アスレティックトレーナー

スポーツ栄養士

コーチ 3

教師

<フィットネス資格>

共通Ⅱ

共通Ⅱ 専門

共通Ⅱ 専門

スポーツプログラマー

コーチ 2

<マネジメント資格>

共通Ⅰ

共通Ⅰ 専門

クラブマネジャー

共通Ⅰ 専門

アシスタントマネジャー

共通Ⅰ 専門

ジュニアスポーツ指導員

共通Ⅰ 専門

コーチ 1

共通Ⅰ

SL・CA※

※ SL：スポーツリーダー（新規養成中止）

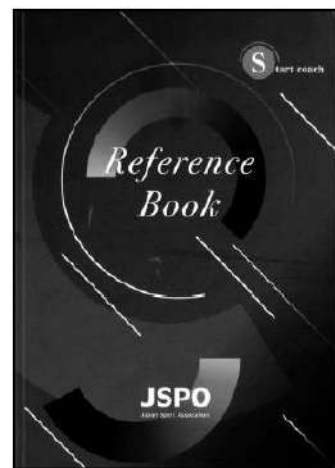
CA：コーチングアシスタント（2020年2月新規養成開始）

共通 専門
スタートコーチ

1. スポーツ少年団指導者に係る新たな諸規程等の施行（2020年4月～）

- スポーツ少年団の登録区分を「**団員**」「**指導者**」「**役員**」および「**スタッフ**」とする
- スポーツ少年団に「**指導者**」として登録するためには、**登録更新制の日本スポーツ協会（以下、JSPO）公認スポーツ指導者資格**※を保有していなければならない
- ➔ スポーツ少年団は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づき「**JSPO公認スタートコーチ（スポーツ少年団）**」を養成する

※子どもが初めてスポーツをする際の受け皿（スポーツの入り口）の役割を担ううえで、**指導する指導者が、必要最低限、身につけておくべき内容です。**



(黒) 共通科目 A4版 本文170ページ
(緑) 専門科目 A4版 本文100ページ

※公益財団法人日本サッカー協会公認C級ライセンス以上、公益財団法人日本バスケットボール協会公認C級コーチ以上の資格は、JSPO公認スポーツ指導者資格です。



スポーツ少年団関係 指導者資格等の整理

スポーツ少年団認定員
〔兼 スポーツリーダー **永年認定**〕

※移行措置：令和5年度のスポーツ少年団登録までは、
登録更新制のJSPO資格を保有していない場合でも、
「指導者」として登録可能。

～2019

スポーツ少年団
認定育成員

養成講習会
講師

指導者

JSPO公認 **登録更新制**
コーチングアシスタント

※「スポーツ少年団認定員」から移行申請と資格登録
手続きを行うことで取得可能。
※2019年度「スポーツ少年団認定員」は、スポーツ少
年団に「理念を学んだ指導者」として登録可能。

スタートコーチ（スポーツ少年団）
インストラクター

※都道府県スポーツ少年団からの依頼により、スタート
コーチ（スポーツ少年団）養成講習会の講師を担当する。

JSPO公認 **登録更新制**
スタートコーチ（スポーツ少年団）

※スポーツ少年団に「理念を学んだ指導者」として
登録可能。

2020～

※上記2資格以外のJSPO公認資格をもって、
スポーツ少年団に「指導者」として登録することも可能。

スポーツ少年団指導者への JSP0 公認スポーツ指導者資格の取得促進について

ご承知のとおり、「第3期スポーツ基本計画」あるいは「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」等の国の施策にスポーツ少年団の名称が明記され、社会環境の変化の中でスポーツ少年団への期待が高まっています。既にスポーツ少年団では、このような動向も見据えてスポーツ少年団指導者制度(以下「制度」という。)を改定し、令和2(2020)年度以降、スポーツ少年団登録において「指導者」として登録するためには、「JSP0 公認スポーツリーダー」資格(以下「SL 資格」という。)を除く JSP0 公認スポーツ指導者資格(以下「JSP0 資格」という。)(※1)の保有を義務付けました(令和5(2023)年度までは移行措置(※2)あり)。

しかしながら、令和4(2022)年10月時点のスポーツ少年団登録「指導者」における、JSP0 資格保有者の割合は約23%に留まっており、この状況が続いた場合、単位スポーツ少年団にとっても令和6(2024)年度のスポーツ少年団登録時に「JSP0 資格保有者がいないためスポーツ少年団へ登録ができない」といった事態が危惧されます。

また、「スポーツ少年団の指導者が学び続ける環境整備」や「スポーツ少年団指導者が全員有資格者となること」等の制度改定の趣旨に鑑みると、移行措置(※2)に関わらず可能な限り早期に指導者全員が JSP0 資格を取得することが重要であると考えております。

このような現状に鑑み、JSP0 資格取得に関連した情報を以下の通り、改めてご案内いたします。

【単位団登録に必要な「指導者」の登録条件】

- 登録する年の4月1日現在、満18歳以上の者
- JSP0 資格(※1)を保有している、または登録前年度に JSP0 資格の養成講習会を受講修了している者
 - (※1) 日本サッカー協会公認C級コーチライセンス以上、日本バスケットボール協会公認C級コーチライセンス以上の資格は、JSP0 資格に該当します。
 - (※2) 制度改定に伴う移行措置として、SL 資格保有者でもある旧「スポーツ少年団認定員」の方は、SL 資格以外の JSP0 資格を保有していない場合でも、令和5(2023)年度のスポーツ少年団登録までは「指導者」として登録できます。

1. 「JSP0 公認コーチングアシスタント」への移行(取得)

SL 資格保有者(スポーツ少年団認定員養成講習会受講修了者は SL 資格を保有しています)は、インターネットでの手続き(「指導者マイページ」のアカウント作成と移行申請)と資格登録手続き(JSP0 からの案内に基づく登録料の支払い等)を行うことで、「JSP0 公認コーチングアシスタント」の資格取得が可能です。

SL 資格以外の JSP0 資格を保有していない方は、令和6(2024)年度以降もスポーツ少年団に「指導者」として登録するためには、令和5(2023)年11月末までにこの移行申請を行っていただく必要があります。

移行申請期間	CA 資格登録手続き期間	CA 資格有効期間	少年団登録
令和4(2022)年12月 ～令和5(2023)年5月末	令和5(2023)年7月 ～9月末	令和5(2023)年10月1日 ～令和9(2027)年9月30日	令和6(2024)年以降、「指導者」として登録が可能
令和5(2023)年6月 ～11月末	令和6(2024)年1月 ～3月末	令和6(2024)年4月1日 ～令和8(2028)年3月31日	

- ※ 移行申請は令和5(2023)年12月以降も受け付けます。
- ※ 移行申請の詳細は別紙マニュアル【<旧「スポーツ少年団認定員」向け>「JSP0 公認スポーツリーダー」から「JSP0 公認コーチングアシスタント」への資格移行手続きマニュアル】をご参照ください。

- 上記マニュアルは令和4年度日本スポーツ少年団ブロック会議資料 P47-57、以下 URL および QR コードからもご覧になれます。
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/syonendan/2021/ca_ikou_manual.pdf



- ※ 令和元(2019)年度のスポーツ少年団登録において「認定員」登録者であった場合、この移行申請および資格登録手続きを行うことで、令和6(2024)年度以降もスポーツ少年団登録において

「理念を学んだ指導者」として登録することができます（ただし、令和元（2019）年度のスポーツ少年団登録において「認定員」登録者ではなかった方がこの移行申請および資格登録手続きを行った場合は、理念を学んでいない「指導者」としての登録となります）。

- ※ すでに、JSP0 資格（日本サッカー協会 C 級コーチライセンス以上、日本バスケットボール協会公認 C 級コーチライセンス以上の資格を含む）をお持ちの方は、この移行申請を行わなくてもスポーツ少年団登録において「指導者」として登録できます。

2. 「JSP0 公認スタートコーチ(スポーツ少年団)」の取得

この資格を取得することにより、スポーツ少年団登録において「理念を学んだ指導者」として登録することができます。

- ▶ JSP0 公認スタートコーチ（スポーツ少年団）について
<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid1312.html>



3. 「JSP0 公認スタートコーチ(スポーツ少年団)」以外の JSP0 資格の取得

「JSP0 公認スタートコーチ(スポーツ少年団)」以外の JSP0 資格を取得することでも、スポーツ少年団登録において「指導者」として登録することができます。

- ※ ただし、令和元（2019）年度のスポーツ少年団登録において「認定育成員」または「認定員」登録者でなかった場合は、スポーツ少年団登録において理念を学んでいない「指導者」としての登録となります。

- ▶ JSP0 資格の概要について
<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid58.html>



4. シニア・リーダーから JSP0 資格への移行(取得)

シニア・リーダー資格保有者は、所定の手続き(自身による申し出および都道府県スポーツ少年団からの推薦)を経て、シニア・リーダー資格保有者本人がインターネットからの手続き(「指導者マイページ」のアカウント作成と移行申請)および、資格登録手続き(JSP0 からの案内に基づく登録料の支払い等)を行うことで、JSP0 資格への移行(取得)が可能です。

都道府県スポーツ少年団からの推薦を受けた翌年度のスポーツ少年団登録から「理念を学んだ指導者」として登録することができます。

- | |
|--|
| <p>① 令和元（2019）年度以前にシニア・リーダー資格の認定を受けた方【令和5(2023)年度まで】
令和5（2023）年度までに手続き(都道府県から JSP0 への推薦)を行うと、「JSP0 公認コーチングアシスタント」の養成講習会の受講免除(資格移行)が可能です。<u>ただし、本手続きの対象は、「JSP0 公認コーチングアシスタント」認定予定年度の4月1日時点で満20歳以上である方のみです。</u></p> <p>② 令和2（2020）年度以降にシニア・リーダー資格の認定を受けた方
シニア・リーダー認定年度から4年以内に上記所定の手続きを行うと、「JSP0 公認スタートコーチ(スポーツ少年団)」の養成講習会の受講免除(資格移行)が可能です。<u>ただし、本手続きの対象は、JSP0 公認スタートコーチ（スポーツ少年団）認定予定年度の4月1日時点で満18歳以上である方のみです。</u></p> |
|--|

- ※ 手続きの詳細は別紙マニュアル(令和4年度日本スポーツ少年団ブロック会議資料 P111-113)をご参照ください。

令和5年度千葉県スポーツ少年団
スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会 開催予定一覧

令和5年4月末時点

No.	地区	開催地	期日	会場	実施形態	定員
1	本部		①令和5年11月18日(土)	千葉県総合SCスポーツ科学センター第1研修室	集合	70名
			②令和5年12月9日(土)	千葉県総合SCスポーツ科学センター第1研修室	集合	70名
			③令和6年1月28日(日)	千葉県総合SCスポーツ科学センター第1研修室	オンライン併用	70名以上
2	中央					
3	西	我孫子市	令和5年11月18日(土)	教育委員会大会議室	集合	40名
		松戸市	令和5年12月10日(日)	松戸運動公園武道館会議室	集合	40名
4	東					
5	北	香取市	令和5年10月29日(日)	みんなの賑わい交流拠点 コンパス	集合	60名
6	南	木更津市	令和5年10月17日(火)	木更津市役所朝日庁舎会議室A1・A2	集合	50名

令和5年度千葉県スポーツ少年団
スタートコーチ(スポーツ少年団)インストラクター名簿

地区	市町村名	インストラクター
千葉	千葉市	
	市原市	石川雅秀 佐々木寿明
船橋	船橋市	松井一彦 滝口洋一 北村寿
		菅澤敦 菅澤和美
	市川市	西谷健佑
	習志野市	
	八千代市	柴崎聡
東葛	浦安市	
	松戸市	村瀬繁義
	柏市	露木循 中島智也
	野田市	
	流山市	
	我孫子市	
	鎌ヶ谷市	有山高臣 有山源起
印旛	佐倉市	大平仁
	成田市	中村好男 平良清忠
	四街道市	
	酒々井町	
	八街市	
	富里市	高橋利行 今井忠敏 篠原清勝
		清水武
	栄町	茨城栄一
	印西市	大河原昭司
	白井市	
香取	香取市	松島由紀夫 長谷川 謹二 山岸信行
	神崎町	
	東庄町	
	多古町	
海匝	銚子市	
	旭市	
	匝瑳市	

地区	市町村名	インストラクター
山武	東金市	
	大網白里市	
	九十九里町	
	山武市	
	横芝光町	
	芝山町	
長生	茂原市	
	一宮町	
	白子町	
	長柄町	
	長南町	
	睦沢町	
	長生村	
夷隅	勝浦市	
	大多喜町	
	いすみ市	
	御宿町	
安房	館山市	松坂誠一
	鴨川市	三田勉
	鋸南町	池田勝
	南房総市	
君津	木更津市	椿原功二 重田紀元
	君津市	長嶺和男 本村雅寛 池田健司
	富津市	吉本充 石井利夫
	袖ヶ浦市	
県本部	前浪祐吾	

<旧「スポーツ少年団認定員」向け>

「JSP0公認スポーツリーダー」から 「JSP0公認コーチングアシスタント」への 資格移行手続きマニュアル



公益財団法人日本スポーツ協会
日本スポーツ少年団

※ JSP0 (Japan Sport Association) : 公益財団法人日本スポーツ協会

目次

	ページ 番号
● スポーツ少年団に「指導者」として登録するための条件	2
● 「JSP0公認コーチングアシスタント」への移行申請と資格有効期限	3
● 「JSP0公認コーチングアシスタント」への資格移行の流れ	4
● 資格移行手続きの前に準備すること	6
● 「指導者マイページ」を作成する	7
● 資格の移行申請を行う	15

スポーツ少年団に「指導者」として登録するための条件

● 「指導者」として登録するための条件

令和元年度までスポーツ少年団が養成していた「スポーツ少年団認定員」の資格保有者は、併せて「日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）公認スポーツ指導者資格」の一つである「JSP0公認スポーツリーダー」の資格を保有されています。

令和2（2020）年度から、スポーツ少年団に指導者として登録するためには「JSP0公認スポーツ指導者資格」を保有していることが必須となります（※詳細は「今後のスポーツ少年団指導者について」）が、「JSP0公認スポーツリーダー」のみを保有している方に限っては、スポーツ少年団へ指導者として登録することが認められません。

ただし、「JSP0公認スポーツリーダー」のみを保有している方であっても、「JSP0公認コーチングアシスタント」へ資格を移行（免除・登録申請）することで、スポーツ少年団に指導者として登録することが可能です（★）。また、令和5（2023）年度までの間は、移行措置として「JSP0公認コーチングアシスタント」へ資格移行が完了していない「JSP0公認スポーツリーダー」のみを保有している方であっても、スポーツ少年団に指導者として登録することが可能です（詳細下記「令和5（2023）年度までの移行措置」）。

★「JSP0公認スポーツリーダー」から「JSP0公認コーチングアシスタント」へ資格移行した方のうち「スポーツ少年団の理念を学んだ者」としてスポーツ少年団に指導者として登録できるのは、令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定員の資格を保有していた方のみ。

★既に、「JSP0公認スポーツリーダー」以外のJSP0公認スポーツ資格（JBA、JFAの公認C級コーチライセンス以上の資格を含む）をお持ちの場合は、「JSP0公認コーチングアシスタント」へ資格を移行（免除・登録申請）することなく、スポーツ少年団に指導者として登録することが可能。そのうち「スポーツ少年団の理念を学んだ者」としてスポーツ少年団に指導者として登録できるのは、令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定員の資格を保有していた方のみ。

● 令和5（2023）年度までの移行措置

令和5（2023）年度のスポーツ少年団登録までは、資格を移行せずに「JSP0公認スポーツリーダー」の資格をもって「指導者」としてスポーツ少年団に登録することが可能。

※令和6（2024）年度以降も、継続して「指導者」としてスポーツ少年団に登録し、活動される場合には、令和5（2023）年11月までに「JSP0公認コーチングアシスタント」に資格を移行する所定の手続き（免除免除申請）が必要（★）。

※「JSP0公認コーチングアシスタント」への資格移行は、移行講習会等を受講する必要はなく、所定の手続き（免除免除申請）を行うことで完了。

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
	< 移行期間 >				
スポーツリーダー	→				
コーチングアシスタント	→				

※ スポーツ少年団に「指導者」として登録をすることができる期間を示しています。

-2-

「JSP0公認コーチングアシスタント」への移行申請と資格有効期限

● JSP0公認コーチングアシスタントへの資格移行後の資格有効期間

JSP0に対して、JSP0公認コーチングアシスタントへの資格移行申請を行い、その後、資格の登録を行うことで、資格の移行（JSP0公認コーチングアシスタントの登録）が完了します。なお資格の有効期間は、移行（登録）が完了してから4年間となります。

令和2（2020）年度				令和3（2021）年度				令和4（2022）年度																			
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
移行申請	登録手続き		コーチングアシスタント資格登録（有効期間：2020/10/1～2024/9/30）																								
	移行申請		登録手続き		コーチングアシスタント資格登録（有効期間：2021/4/1～2025/3/31）																						
			移行申請		登録手続き		コーチングアシスタント資格登録（有効期間：2021/10/1～2025/9/30）																				

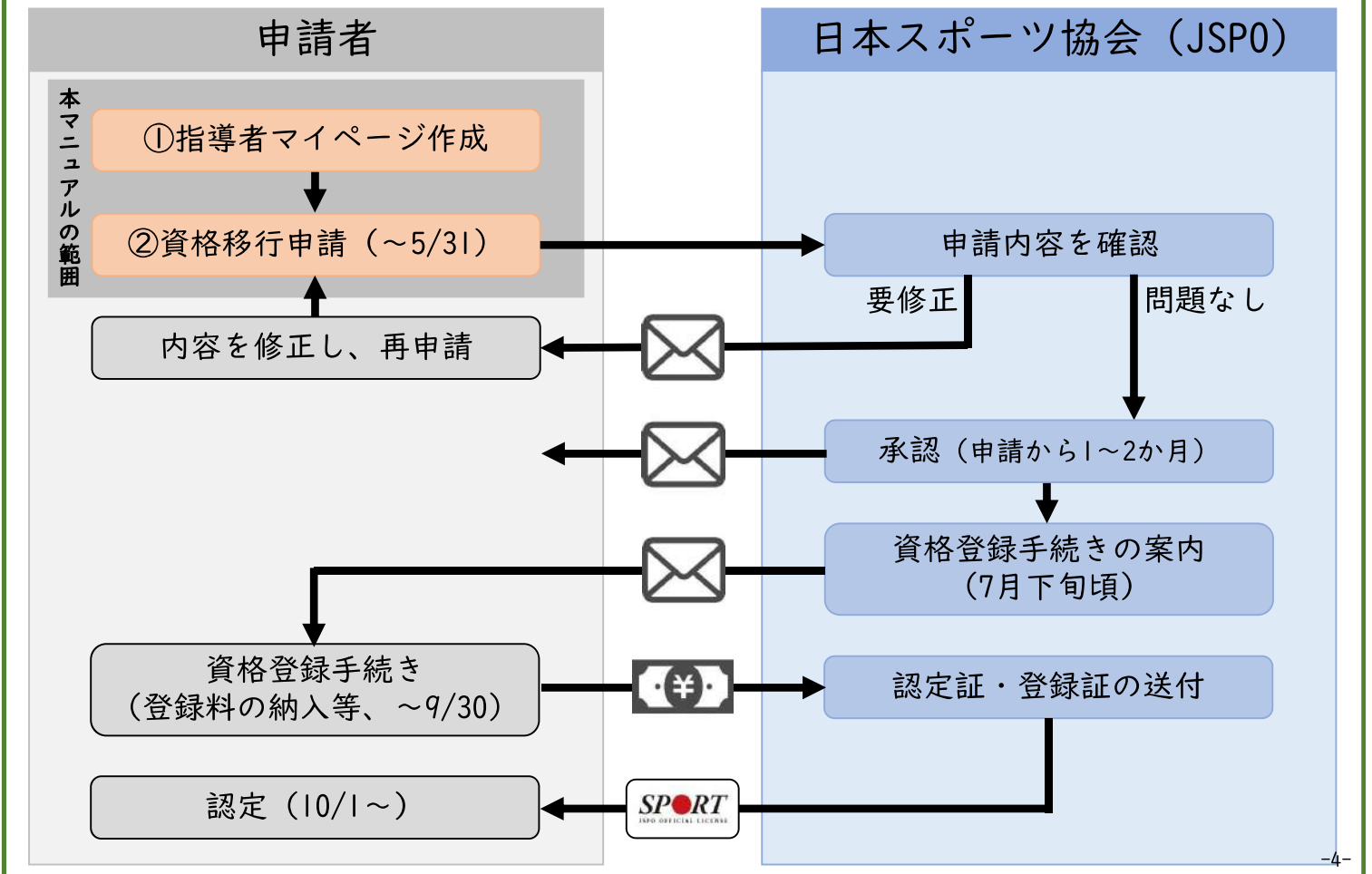
< JSP0公認コーチングアシスタントへの移行申請時期と資格有効期間 >

JSP0公認コーチングアシスタントの登録は、年2回（4月と10月）となります。移行申請と登録手続きの時期にご注意ください。

移行申請	登録手続き	資格有効期間
～令和4（2022）年5月	～令和4（2022）年9月	令和4（2022）年10月1日～令和8（2026）年9月30日
～令和4（2022）年11月	～令和5（2023）年3月	令和5（2023）年4月1日～令和9（2027）年3月31日
～令和5（2023）年5月	～令和5（2023）年9月	令和5（2023）年10月1日～令和9（2027）年9月30日
～令和5（2023）年11月	～令和6（2024）年3月	令和6（2024）年4月1日～令和10（2028）年3月31日

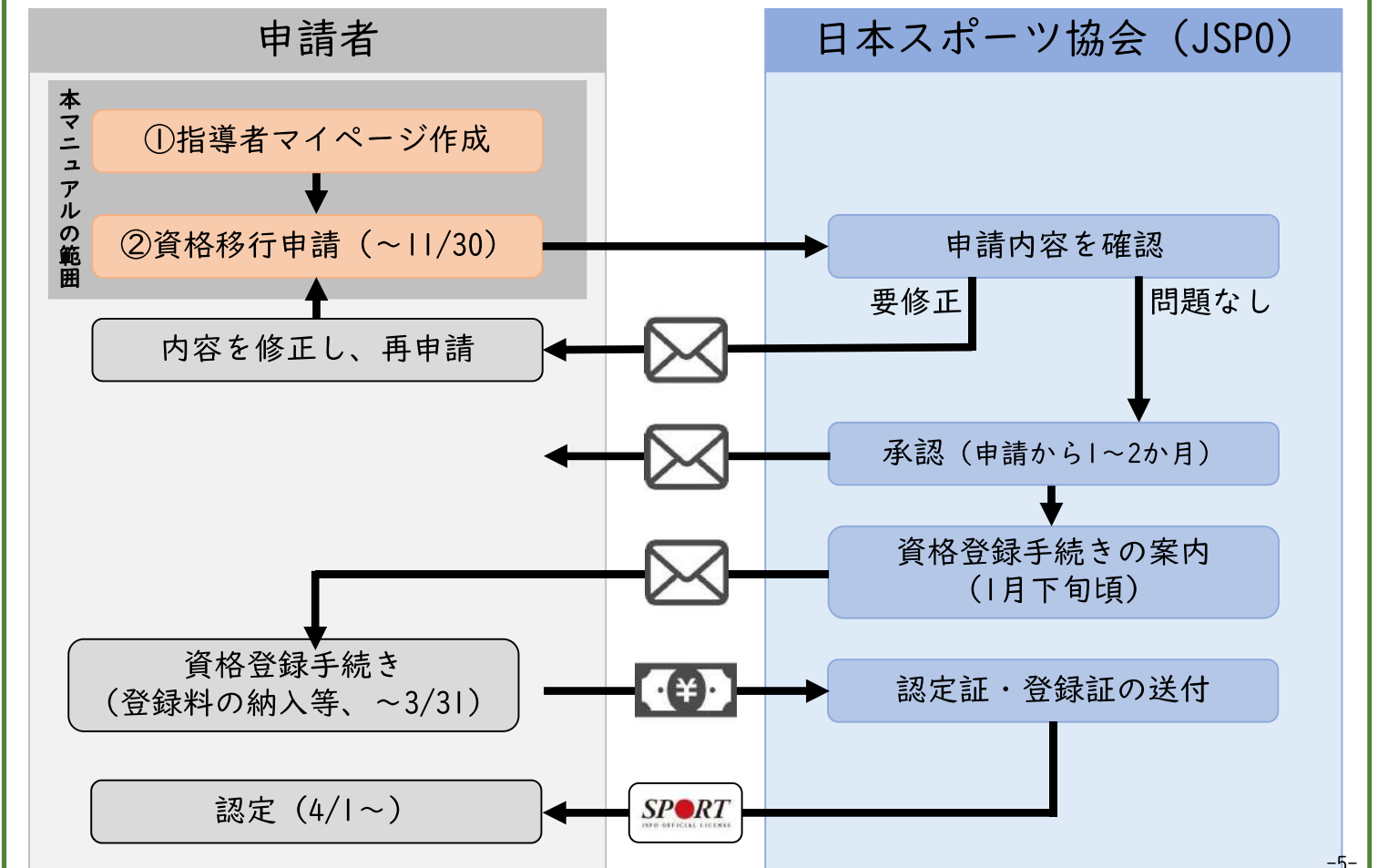
-3-

「JSP0公認コーチングアシスタント」への資格移行の流れ（10/1付登録の場合）



-4-

「JSP0公認コーチングアシスタント」への資格移行の流れ（4/1付登録の場合）



-5-

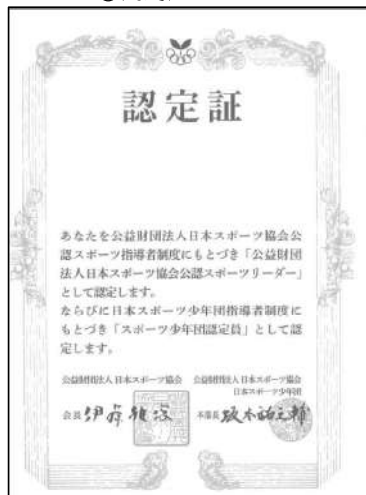
資格移行手続きの前に準備すること

「JSP0公認コーチングアシスタント」への資格移行手続きには①「**スポーツ少年団認定員認定証**」または②「**スポーツ少年団登録システムの氏名と認定員番号が記載された画面の画像**」が必要です。

※資格移行手続きの前に、「①スポーツ少年団認定員認定証」または「②スポーツ少年団登録システムの画面」について撮影やスキャンを行い、そのデータを移行手続きを行うPC、スマートフォン等に保存しておいてください。

※「①スポーツ少年団認定員認定証」がお手元に無い場合は、「②スポーツ少年団登録システムの画面」の画像を、資格移行手続きにご利用ください。

<①認定証のイメージ>



<②スポーツ少年団登録システムの画面のイメージ>

更新状況			
新規			
ステータス		登録完了	
基本情報			
氏名	体協 太郎 (タイキョウ タロウ)		
生年月日	1962-07-23		
年齢	57歳		
性別	男		
資格			
資格名	番号	取得日	有効期限
認定員	48K00001	-	-

※スポーツ少年団登録システムの「単位団基本情報」ページから、申請者の氏名をクリックすると表示されます。
※上記システムへのアクセス (ID, パスワード) は、ご所属の単位団の事務担当者にご確認ください。

-6-

「指導者マイページ」を作成する (ページにアクセスする)

① いずれかの方法で指導者マイページのトップページにアクセスする

- ・ 指導者マイページのURL (<https://my.japan-sports.or.jp>)
- ・ JSP0ホームページ (トップページ <https://www.japan-sports.or.jp/> 中段の「サービス」)
- ・ 検索サイトにて「日本スポーツ協会 指導者マイページ」と検索

② 指導者マイページトップページの【新規登録】をクリックする



② クリック

■ 指導者マイページ操作・作成に関するお問合せ先
日本スポーツ協会公認スポーツ指導者登録係
TEL 03-5859-0371
平日10:00～17:00 (土日祝日を除く)

-7-

「指導者マイページ」を作成する（メールアドレスを登録する）

- ① 登録するメールアドレスを2回入力する
- ② 【送信する】をクリックする

SPORT
JSPO OFFICIAL LICENSE

マイページ新規登録

メールアドレスを入力してください。

メールアドレス 必須

メールアドレス (確認) 必須

送信する

迷惑メールと診断され、迷惑メールフォルダへ入ってしまう、またはメールが届かない場合があります。『mail@my.japan-sports.or.jp』を受け取れるよう、あらかじめ受信設定をお願いいたします。

-8-

「指導者マイページ」を作成する（メールの受信・URLのクリック）

- ① 自動送信されてくるメールを開く
※ 先ほど入力したメールアドレス宛にメールが届きます
- ② メール本文のURLをクリックする

[JSPO]指導者マイページ新規登録のご案内

1分前 17:33

差出人 日本スポーツ協会(JSPO) >

宛先

※指導者マイページの新規登録手続きをされた方にお送りしています。
■下記URLをクリックし、指導者マイページの登録をおこなってください。

https://my.japan-sports.or.jp/accounts/temporary_register/new?email=...com

URLが長く、途中で改行している場合、URL全てをコピーし、ブラウザのアドレス入力欄に貼り付けて「Enter」を押してください。その際、先頭や途中でスペースが入らないようご注意ください。

※本メールは自動で送信されています。本メールにご返信いただきましても対応いたしかねますので、ご注意ください。
※本メールにお心当たりがない場合は、お手数をおかけいたしますが、本メールを破棄していただきますようお願いいたします。

-9-

「指導者マイページ」を作成する（情報の入力）

- ① 氏名・生年月日等の必要事項を入力する
- ② ページ下部の【同意する】のチェックボックスをクリックする
- ③ ページ下部の【同意して登録する】をクリックする

SPORT
JFPO OFFICIAL LICENSE

アカウント登録

アカウント情報を入力してください。

氏名 姓 名

氏名(カナ) 姓(カナ) 名(カナ)

氏名(ローマ字) 姓(ローマ字) 名(ローマ字)

生年月日 (生年) (月) (日)

パスワード

※パスワードは半角英字、半角数字の両方を含む8文字以上16文字以下を入力してください。記号を含める場合は“!@%&()*<>.”を使用可

「公認スポーツ指導者登録規程」「個人情報取り扱いについて」「指導者マイページ利用規約」をお読みいただき、「同意する」にチェックを入れ、
して登録する」ボタンをクリックしてください。

公益財団法人日本スポーツ協会 公認スポーツ指導者登録規程

(趣旨)
第1条 本規程は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）公認スポーツ指導者制度第6条に基づき、公認スポーツ指導者の登録及び認定に関することについて定める。

(登録)
第2条 登録は、次の条件のいずれかを満たしたとしてJSPOが認めた者が個人で申請するものとする。
〔1〕公認スポーツ指導者養成講習会の受講等により所定のカリキュラムを修了し、公認スポーツ指導者として必要な資質能力を身に付けた「新規登録」。

同意する

同意して登録する

-10-

「指導者マイページ」を作成する（入力情報の確認・登録）

- ① 入力した情報に間違いがないか確認する
※ 修正が必要であれば【戻る】をクリック
- ② 【登録する】をクリックする

SPORT
JFPO OFFICIAL LICENSE

アカウント確認

アカウント情報を確認してください。

姓

名

姓(カナ)

勤務先名

メールアドレス .com

パスワード

※「mail@my.japan-sports.or.jp」から返信されるメールに記載のURLをクリックいただくことで、アカウント登録完了となります。

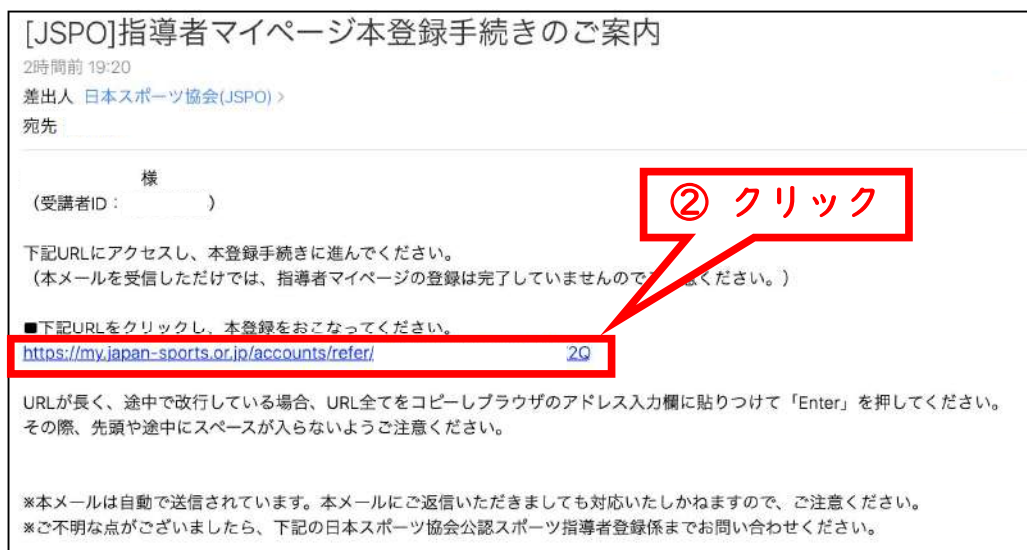
戻る

登録する

-11-

「指導者マイページ」を作成する（仮登録メールの受信・URLのクリック）

- ① 自動送信されてくるメールを開く
※ 登録したメールアドレス宛にメールが届きます
- ② メール本文のURLをクリックする



-12-

「指導者マイページ」を作成する（本登録）

- ① 先ほど設定したパスワードを入力する
- ② 【本登録を行う】をクリックする

SPORT
JSPO OFFICIAL LICENSE

本登録の確認
■登録されたメールアドレスを確認のうえ、パスワードを入力してください。
入力が完了したら「本登録を行う」ボタンをクリックしてください。

メールアドレス .com
パスワード

① パスワードを入力

② クリック

本登録を行う

-13-

「指導者マイページ」を作成する（登録完了）

「マイページの登録完了画面」に切り替われば登録完了です。

※ 登録完了のメールが届きます。



-14-

資格の移行申請を行う（「指導者マイページ」メニュー選択）

- ① 「指導者マイページ」トップページメニューの「資格を取得する」をクリックする
- ② 【免除申請】をクリックする



-15-

資格の移行申請を行う（「コーチングアシスタント」資格の選択）

- ① 資格で探すから「コーチングアシスタント」にチェックを入れ検索をクリックする
- ② 表示された「コーチングアシスタント」をクリックする

免除申請

共通科目、専門科目ともに免除要件を満たしている場合は、養成講習会を申し込みせずにこのページから免除申請をすることが可能です。
*コーチングアシスタントは共通科目1のみで免除申請が可能です。
*申請時期によって登録時期が異なります。

- ・4月1日付登録を希望する場合、前年の11月末日までに申請
- ・10月1日付登録を希望する場合、同年の5月末日までに申請

共通科目、専門科目のどちらか一方が免除となる場合は、養成講習会にお申し込みいただく際に申請を行ってください。

[免除申請マニュアル \(PDF\)](#)

1. 免除申請する資格を選択 2. 申請情報の入力 3. 申請情報の確認 4. 申請完了

資格で探す ① クリック

競技で探す

検索

1件中 1 - 1件

コーチングアシスタント ② クリック

-16-

資格の移行申請を行う（登録情報の確認）

- ① 現在登録されている個人情報に間違いがないか確認する
※ 変更がある場合は「個人情報を編集する」をクリックする。

SPORT
JSPD OFFICIAL LICENSE

申請情報

個人情報

登録番号

氏名

フリガナ

ローマ字

メールアドレス

生年月日

性別

主な活動都道府県

自宅住所

勤務先住所

郵便物送付先

職種

① 個人情報に間違いがないか確認する

個人情報を変更・修正する場合はクリック

個人情報を編集する

-17-

資格の移行申請を行う（申請内容の入力）

① 共通科目免除理由の

【スポーツリーダー認定証/スポーツ少年団認定員認定証】

のチェックボックスをチェックする

② 「スポーツ少年団認定員認定証」または「スポーツ少年団登録システムの氏名と認定員番号が記載された画面の画像」を添付する

③ **【確認】** をクリックする

The screenshot shows the 'Exemption Application' (免除申請) form. It has a section for 'Common Subject Exemption Reason' (共通科目免除理由) with three radio button options. The first option, 'Sports Leader Certification / Sports Youth Group Certified Staff Certification' (スポーツリーダー認定証/スポーツ少年団認定員認定証), is selected and highlighted with a blue box and callout ①. Below this is a 'Attachments' (添付書類) section with a 'Select File' (ファイルを選択) button highlighted by callout ②. At the bottom right, a red 'Confirm' (確認) button is highlighted by callout ③. A 'Return' (戻る) button is at the bottom left.

-18-

資格の移行申請を行う（申請内容の確認）

① 申請内容を確認する

※ 内容に誤りがある場合は、**【戻る】** をクリックし修正してください

② **【登録】** をクリックする

① 間違いが無いか確認する

The screenshot shows the 'Coaching Assistant Exemption Application' (コーチングアシスタント免除申請) confirmation page. It features a progress bar at the top with four steps: 1. Exemption application, 2. Input of application information, 3. Confirmation of application information, and 4. Application completed. The current step is 3. Below the progress bar is a form with fields for 'Personal Information' (個人情報) and 'Common Subject' (共通科目). The 'Common Subject' section has a radio button selected for 'Sports Leader Certification / Sports Youth Group Certified Staff Certification'. A blue box with callout ② points to this radio button. A red 'Confirm' (確認) button is at the bottom right.

-19-

資格の移行申請を行う（申請完了）

- 申請が完了するとメールが送信され、トップページに申請情報が掲載されます。
- 日本スポーツ協会が確認し、問題なければ「承認済」となり、メールが届きます（少なくとも1~2か月要する場合があります）。
- 申請内容に修正の必要がある場合は、日本スポーツ協会からメールで連絡がありますので、内容をご確認の上、再申請してください。

SPORT
JSPS OFFICIAL LICENSE

トップページ

指導者情報

資格を取得する

免除免除申請情報

コーチングアシスタント

未承認

「差し戻し」の際は資格名をクリック
→下部の「再申請」をクリック

承認されると「承認済」
修正の必要があれば「差し戻し」
になります

-20-

令和5年度千葉県スポーツ少年団事業計画

令和5年4月末時点

事業名	期日	会場	備考
1. 諸会議			
(1) 委員総会	5/7(日),R6.2/23(金)	県総合スポーツセンター	
(2) 常任委員会	5/7(日),R6.2/23(金)	県総合スポーツセンター	
(3) 日本スポーツ少年団委員総会	6/3(土),R6.3/2(土)	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE	
(4) 関東ブロックスポーツ少年大会・競技別実行委員会	6/3(土)	東京体育館(東京都)	本部長・事務担当者
(5) 都道府県事務担当者会議	4/28(金)	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE(東京都)	事務担当者
(6) 総務・事業専門部会	総務:5/7(日) 事業:未定	県総合スポーツセンター	
(7) 広報専門部会	未定	県総合スポーツセンター	
(8) 日本スポーツ少年団関東ブロック会議	R6.2/3(土)～4(日)	(東京都)	関東各都県本部長・指導協委員長・事務担当者
(9) 市町村事務担当者会議	5/26(金)	県総合スポーツセンター	市町村事務担当者
(10) スポーツ少年団事業説明会	R6.3/1(金)	県総合スポーツセンター	スポーツ少年団関係者
(11) 種目別専門部長会議・会計照合	R6.3/9(土)	県総合スポーツセンター	
(12) 本部長・副本部長会議	年2回程度	県スポーツ協会会議室	
2. 青少年スポーツ交流大会事業			
(1) 県種目別交流事業			
1) 千葉県スポーツ少年団競技別交流大会			
① 軟式野球(関東交流大会予選)	5/14(日)から6月上旬	ナスバ・スタジアム他	
軟式野球(中学生の部)	10/22(日)から	横芝光町ふれあい坂田池公園野球場他	
② ミニバスケットボール(関東交流大会予選)	決勝トーナメント:6/11日(日)17(土)、18(日)	南房総市富浦体育館(メイン会場)	
③ バレーボール(関東交流大会予選)	混合決勝大会:7/2(日)、9(日)	調整中	
バレーボール(全国交流大会予選)	混合決勝大会:12/10(日) 男子決勝大会:12/17(日) 女子決勝大会:12/17(日)	調整中 調整中 調整中	
④ サッカー	7/22(土),23(日)	重兵衛スポーツフィールド中台(中台運動公園)	
⑤ ソフトボール	調整中		
⑥ 卓球	12/2(土)	柏市沼南体育館	
⑦ 剣道	12/10(日)	君津市内みのわ運動公園市民体育館	
⑧ 武道	6/4(日)	県総合スポーツセンター 武道館	
⑨ バドミントン(関東交流大会予選)	6/24(土)	JFE体育館	
⑩ 柔道	12/3(日)	八街市スポーツプラザ	
⑪ 空手道(関東交流大会予選)	前期:5/21(日),後期:11/26(日)	県総合スポーツセンター武道館	
⑫ ハンドボール	調整中	調整中	
2) 第42回関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会			
軟式野球	7/16(日)～17(月)	一本杉球場(多摩市),野津田球場(町田市)	
バレーボール	7/29(土)～30(日)	水元総合スポーツセンター(葛飾区)	
ミニバスケットボール	7/29(土)～30(日)	エスフォルタアリーナ八王子(八王子市)メインアリーナ	
バドミントン	7/29(土)～30(日)	エスフォルタアリーナ八王子(八王子市)サブアリーナ	
空手道	7/29(土)～30(日)	東京都武道館(足立区)大武道場・第一、二武道場	
3) 第45回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会			
4) 第46回全国スポーツ少年団剣道交流大会			
5) 第21回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会			
※男子は、群馬県が出場			千葉県 群馬県 宮城県 県代表団体戦1チーム,個人戦中学男女各1名 県代表1チーム(女子) 関東ブロック代表1チーム(男子)

事業名	期日	会場	備考
(2) リーダー養成・交友交流事業 1) 千葉県シニア・リーダースクール 2) 第54回関東ブロックスポーツ少年大会 3) 第61回全国スポーツ少年大会(リーダーズアクション2023) 4) シニア・リーダースクール 5) 関東ブロックスポーツ少年団リーダー研究大会 6) 全国スポーツ少年団リーダー連絡会 7) 全国・シニア・関東大会の参加者事前指導 8) リーダーズクラブ定例会 9) リーダーズクラブ研修会 10) 千葉県スポーツ少年団交流会	10/7(土)～9(月) 9/16(土)～18(月) 8/4(金)～7(月) 8/9(水)～12(土) 10/21(土)～22(日) 10～11月 適宜 月1回程度 未定 12/23(土)	千葉県立鴨川青少年自然の家 自然体験交流センター(栃木県) (兵庫県) 国立中央青少年交流の家(静岡県) 会瀬青少年の家(茨城県) オンライン 県スポーツ協会会議室 他 県総合スポーツセンター内 千葉県総合スポーツセンター(多目的アリーナ)	各市町村より推薦の団員(小学5～中学3) 事前研修:7月上旬(オンライン) 運営リーダー1名(千葉市) リーダー2名・育成担当者2名
(3) 日独スポーツ少年団同時交流事業 1) 第50回日独スポーツ少年団同時交流事業(派遣) 2) 第50回日独スポーツ少年団同時交流事業(受入)	7/28(金)～8/13(日) 8/14日本帰国予定 7/26(水)～8/11(金) 地方分散:7/28(金)～8/9(水)	千葉県・群馬県・山梨県で受入予定 受入市町村:銚子市・県本部	指導者1名(千葉市)、団員2名(千葉市)
3. 青少年スポーツ指導者育成事業 (1) スタートコーチ(スポーツ少年団)インストラクター移行研修会 (2) スタートコーチ(スポーツ少年団)インストラクター養成講習会 (3) スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会 (4) 母集団研修会 (5) 千葉県スポーツ少年団指導者研修会 (6) その他の指導者育成事業(指導者協議会) 1) 委員総会 2) 運営委員会 3) 全国スポーツ少年団指導者協議会 4) 関東ブロック指導者研究協議会 5) 第6回ジュニアスポーツフォーラム 6) JSPO-ACP講師講習会 7) JSPO-ACPブラッシュアップセミナー 8) JSPO-ACP都道府県普及促進研修会	10～11月(1日) 10～11月(2日間) ①11/18(土) ②12/9(土) ③R6.1/28(日) その他市町村実施 4月～R6.2月 11/5(日) 4/22(土),R6.2/23(金) 4/22(土),R6.2/23(金) 6/17(土) 11/4(土)～5(日) 6/18(日) 5月～R6.2月(2日間) 5月～R6.2月(1日) 調整中	全国7会場 東京都 県本部:千葉県総合スポーツセンター研修室 県本部:千葉県総合スポーツセンター研修室 県本部:千葉県総合スポーツセンター研修室 県内4コース(予定) 県本部:県総合スポーツセンター第1研修室 県総合スポーツセンター 東京都 (埼玉県) 東京都 全国2会場(東・西) 全国3会場(東・中・西) 調整中	JSPO公認スポーツ指導者資格保有者対象 指導者代表1県1名 委員長・副委員長他 講師講習会受講修了者 1コース
4. ジュニアスポーツ指導者表彰事業 (1) 千葉県スポーツ少年団顕彰 (2) 日本スポーツ少年団顕彰			
5. 普及・広報活動事業 (1) 地域交流活動事業 1) 地域交流大会 2) 地区会議 (2) 運動適性テストII実施事業 (3) 広報誌「スポーツ少年ちば」	4月～R6.2月 未定 適宜	県内8地区(予定)	市町村・単位団で実施 3月発行

令和5（2023）年 千葉県スポーツ少年団活動計画
※市町村スポーツ少年団事務局向け

1. 諸会議

令和5年5月26日時点

事業名	①期日 ②開催場所 ③参加料等 ④参加申込等	主たる参加対象・参加条件・経費等 備考
(1) 委員総会	①第1回：5/7（日） 第2回：R6. 2/23（金） ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④各市町村事務局を通じて出欠報告	・各市町村スポーツ少年団より選出された54名の本部委員および県スポーツ少年団本部長・副本部長。 ・会議出席にかかる旅費は県本部負担。
(2) 常任委員会	①第1回：5/7（日） 第2回：R6. 2/23（金） ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④県本部事務局より直接常任委員へ通知 地区選出常任委員は市町村事務局へ通知	・各地区より選出された11名の常任委員および学識経験常任委員、県スポーツ少年団本部長・副本部長。 ・会議出席にかかる旅費は県本部負担。
(3) 総務・事業・広報専門部会	①総務専門部会：5/7（日） 事業専門部会：未定 広報専門部会：未定 ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④県本部事務局より直接各専門部員へ通知	・各地区より選出された11名の常任委員および学識経験常任委員、県スポーツ少年団本部長・副本部長により構成された各専門部員により必要に応じて会議を行う。
(4) 市町村事務局担当者会議	①5/26（金） ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④各市町村事務局担当者が県本部へ申し込む	・各市町村スポーツ少年団事務局担当者に対し、登録業務等の事務手続きに関する説明を行う ・新型コロナウイルスの影響によりオンライン（Zoom）での実施となる可能性もある。
(5) スポーツ少年団事業説明会	①R6. 3/1（金） ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④各市町村スポーツ少年団事務局及び各種目別専門部事務局担当者が県本部へ参加者を報告する	・各市町村スポーツ少年団関係者（本部長・事務担当者）、県内種目別専門部関係者（専門部長・事務担当者）を参加対象とし、日本スポーツ少年団の動向、県スポーツ少年団本部の方針等の情報共有を行うために実施する。
(6) 種目別専門部長会議	①R6. 3/9（土） ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④各種目別専門部事務局より県本部へ参加者報告する	・県内12種目の種目別専門部関係者（専門部長・会計担当・事務担当者等）を参加対象とし、当該年度の報告と、次年度の事業計画、予算についての共有のために実施する。

2. 青少年スポーツ交流大会事業

事業名	①期日 ②開催場所 ③参加料等 ④参加申込	主たる参加対象・参加条件・経費等 備考
(1) 県種目別交流大会事業 ①軟式野球 ②ミニバスケットボール ③バレーボール ④サッカー ⑤ソフトボール ⑥武道 ⑦剣道 ⑧卓球 ⑨バドミントン ⑩柔道 ⑪空手道 ⑫ハンドボール	別紙開催一覧及び各開催要項を参照。	
(2) 第42回関東ブロックスポーツ少年団競技別交流（東京都）総合開会式	①7/28（金） ②エスフォルタアリーナ八王子	
軟式野球	①7/16（日）～17（月） ②一本杉球場・野津田球場 ③無 ④参加決定した単位団が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・軟式野球専門部より選出された1単位団を派遣する。 ・県本部より旅費補助（定額）支給。その他宿泊、旅費等の費用は自己負担。
バレーボール	①7/29（土）～30（日） ②水元総合スポーツセンター ③無 ④参加決定した単位団が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・バレーボール専門部より選出された1単位団（女子）を派遣する。 ・県本部より旅費補助（定額）支給。その他宿泊、旅費等の費用は自己負担。

ミニバスケットボール	①7/29(土)～30(日) ②エスフォルタアリーナ八王子メインアリーナ ③無 ④参加決定した単位団が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・ミニバスケットボール専門部より選出された男女各1単位団を派遣する。 ・県本部より旅費補助(定額)支給。その他宿泊、旅費等の費用は自己負担。
バドミントン	①7/29(土)～30(日) ②エスフォルタアリーナ八王子サブアリーナ ③無 ④専門部事務局が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・バドミントン専門部より選出された、男女選抜メンバーを派遣する。 ・県本部より旅費補助(定額)支給。その他宿泊、旅費等の費用は自己負担。
空手道	①7/29(土)～30(日) ②東京都武道館 ③無 ④専門部事務局が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・空手道専門部より選出された、男女選抜メンバーを派遣する。 ・県本部より旅費補助(定額)支給。その他宿泊、旅費等の費用は自己負担。
(3) 第45回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会	①8/3(木)～6(日) ②千葉県 ③無 ④参加決定した単位団が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・関東ブロック競技別交流大会においてブロック代表2チームが決定する。※令和5年度は開催県枠1チームあり。 ・参加条件の詳細は開催要項を参照。 ・県本部より旅費補助(定額)支給。宿泊費は大会実行委員会負担。旅費等のその他費用は自己負担。
(4) 第46回全国スポーツ少年団剣道交流大会	①R6.3/29(金)～31(日) ②群馬県 ③無 ④参加決定した単位団・団員が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・剣道専門部より選出された団員・指導者を派遣する。 ・男子は関東ブロック内持ち回りで出場。 ・参加条件の詳細は開催要項を参照。 ・県本部より旅費補助(定額)支給。宿泊費は大会実行委員会負担。旅費等のその他費用は自己負担。
(5) 第21回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会	①R6.3/28(木)～31(日) ②宮城県 ③無 ④参加決定した単位団・団員が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・バレーボール専門部より選出された1単位団(女子)を派遣する。 ・男子は関東ブロック内持ち回りで出場。(R5は群馬県が出場予定) ・参加条件の詳細は開催要項を参照。 ・県本部より旅費補助(定額)支給。宿泊費は大会実行委員会負担。旅費等のその他費用は自己負担。

3. リーダー養成交歓交流事業

事業名	①期日 ②開催場所 ③参加料等 ④参加申込	主たる参加対象・参加条件・経費等 備考
1) 千葉県スポーツ少年団ジュニア・リーダーズスクール	①10/7(土)～9日(月) ②県立鴨川青少年自然の家 ③7,000円 ④各市町村本部が参加者をとりまとめて県本部へ推薦する。	・参加対象者 当該年度にスポーツ少年団に「団員」登録している小学5年生以上中学生までの者で、所属市町村スポーツ少年団の推薦を受けた者。
2) 第54回関東ブロックスポーツ少年大会	①9/16(土)～18(月) ②自然体験交流センター(栃木県) ③無料 ④各市町村本部が参加者をとりまとめて県本部へ提出する。	・各市町村スポーツ少年団より申込のあった指導者1名、団員15名程度を派遣する。 ・その他参加条件等は開催要項を参照。 ・現地までの往復旅費は自己負担。
3) 第61回全国スポーツ少年大会(リーダーズアクション2022)	①8/4(金)～7(月) ②兵庫県 ③13,200円 ④各市町村本部が参加者をとりまとめて県本部へ提出する。	・各市町村スポーツ少年団より申込のあった指導者1名、団員3名を派遣する。 ・その他参加条件等は開催要項を参照。 ・現地までの往復旅費は自己負担。
4) シニア・リーダーズスクール	①8/9(水)～12(土) このほかオンラインでの事前研修あり。 ②国立中央青少年交流の家(静岡県) ③16,500円(県本部半額補助あり) ④各市町村本部が参加者をとりまとめて県本部へ提出する。	・参加対象者 当該年度にスポーツ少年団に「団員」登録している義務教育修了者で、20歳未満のジュニア・リーダー資格を保有する者。または所定の活動単位数を満たした者。 ・現地までの往復旅費は自己負担。
5) 関東ブロックスポーツ少年団リーダー研究大会	①10/21(土)～22(日) ②会瀬青少年の家(茨城県) ③- ④リーダーズクラブ会員より選出。	・ブロック内各都県リーダー及びリーダー育成担当者が参加。
6) 全国スポーツ少年団リーダー連絡会	①10～11月 ②オンライン ③- ④-	・各都道府県リーダー代表者2名、リーダー育成担当者2名(予定)
7) 全国・シニア・関東大会の参加者への事前指導	①適宜 ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④-	・全国スポーツ少年大会、関東ブロックスポーツ少年大会、シニア・リーダーズスクールに参加する者に対して、参加者同士の顔合わせや事務連絡のために事前研修を実施する。

8) リーダーズクラブ定例会	①月1回程度 ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④-	・リーダーズクラブメンバーによる定例会議。イベント準備やリーダーのための研修事業を行う。 ・見学可。
9) 千葉県スポーツ少年団交流会	①12/23 (土) ②千葉県総合スポーツセンタースポーツ科学センター多目的アリーナ ③無料 ④参加者が直接県本部へ申し込む	・幼児～小学3年生くらいまでを対象としたレクリエーション交流事業。 ・スポーツ少年団の登録の有無に関わらず参加可。

(3) 日独スポーツ少年団同時交流事業

1) 第50回日独スポーツ少年団同時交流事業 (派遣)	①7/27 (木) or28 (金) ～8/13 (日) ②ドイツ各地 ③25万円 (団員は一人当たり5万円の補助あり) ④各市町村で参加者希望者とりまとめ県本部へ推薦する。	・詳細は実施要項を参照。
2) 第50回日独スポーツ少年団同時交流事業 (受入)	①7/26 (水) ～8/11 (金) 地方分散：千葉・群馬・山梨 千葉受入期間：7/28 (金) ～8/1 (火) ②銚子市・県本部 ③- ④-	・R5は7/28～8/1の4泊5日ドイツ団7名程度を受け入れる。 ・これまでの受入実績 R1:茂原市・H30:船橋市・H29:習志野市・H28:柏市・H27:成田市・H26:館山市・H25:浦安市・H24:千葉市

4. 青少年スポーツ指導者育成事業

事業名	①期日 ②開催場所 ③参加料等 ④参加申込	主たる参加対象・参加条件・経費等
(1) スタートコーチ (スポーツ少年団) インストラクター移行研修会	①10月～11月 [1日] ②全国3会場 ③2,200円 ④参加希望者が直接県本部へ申し込む	・該当の旧認定育成員へ県本部より通知。 ・参加費、旅費自己負担。
(2) スタートコーチ (スポーツ少年団) インストラクター養成講習会	①10月～11月 [2日] ②東京都 ③4,400円 ④各市町村で受講希望をとりまとめ県本部へ推薦する。	・参加者50名程度。 ・希望者多数の場合は県本部にて調整する。 ・参加費、旅費自己負担。
(3) スタートコーチ (スポーツ少年団) 養成講習会	①県本部①：11/18 (土) 県本部②：12/9 (土) 県本部③：1/28 (日) ※オンライン併用 その他各市町村での実施 ②コース毎確認 ③5,200円 (受講料3,000円、テキスト代2,200円) ※オンライン併用はシステム使用料550円プラス。 ④受講希望者が指導者マイページより申し込む。	・対面開催が原則。県本部実施分については、一部コースでeラーニングを利用したオンライン併用開催を実施予定。
(4) 母集団研修会	①4月～R6.2月 ②- ③- ④-	・県内4コース程度実施。 ・1コースにつき補助金30,000円。
(5) 千葉県スポーツ少年団指導者研修会	①11/5 (日) ②千葉県総合スポーツセンター内 ③500円 (スポーツ少年団登録者以外は1,000円) ④参加希望者が直接県本部へ申し込む。	・JSP0公認スポーツ指導者資格保有者の更新研修として実施。(一部資格を除く) ・市町村スポーツ少年団独自開催も可能。
(6) 指導者協議会委員総会	①第1回：4/22 (土) 第2回：R6.2/23 (金) ②千葉県総合スポーツセンター内 ③- ④各市町村事務局を通じて出欠報告	・各市町村スポーツ少年団より選出された54名の指導者協議会委員および県本部指導者協議会委員長・副委員長。 ・会議出席にかかる旅費は県本部負担。
(7) 運営委員会	①第1回：4/22 (土) 第2回：R6.2/23 (金) ②千葉県総合スポーツセンター内 ③- ④県本部より運営委員へ直接通知 地区選出運営委員は市町村事務局へ通知	・各地区より選出された11名の指導者協議会運営委員および学識経験運営委員、指導者協議会委員長・副委員長。 ・会議出席にかかる旅費は県本部負担。
(8) 全国スポーツ少年団指導者協議会	①6/17 (土) ②東京都 ③無料 ④-	・各都道府県指導者協議会代表1名 (スポーツ少年団の理念を学んだJSP0公認スポーツ指導者資格保有者)。
(9) 関東ブロック指導者研究協議会	①11/4 (土) ～5 (日) ② (埼玉県) ③13,000円※予定 ④-	・各都県スポーツ少年団指導者代表、リーダー育成担当指導者、事務担当者等が参加する。

(10) 第6回ジュニアスポーツフォーラム	①6/18 (日) ②東京都 (集合開催及びオンデマンド配信) ③1,100円 ④参加希望者が直接県本部へ申し込む。	・定員500名程度 ・申込多数の場合は県本部にて調整する。 ・参加費、旅費自己負担。 ・オンデマンド参加も可とする。
(11) アクティブ・チャイルド・プログラム (JSP0-ACP) 講師講習会	①5月～R6.2月 ②全国3会場 (大阪府・東京都・福岡県) ③6,600円 ④各市町村において参加希望者とりまとめて県本部へ提出する。	・定員100名程度 ・年度に作成した、幼児及びその保護者等を対象にした活動プログラム「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」を各地域において指導 ・普及できる者を養成する。 ・各都道府県からの推薦は原則3名まで。希望者多数の場合は県本部にて調整する。 ・参加費、旅費自己負担。
(12) アクティブ・チャイルド・プログラム (JSP0-ACP) 都道府県普及促進研修会	①5月～R6.2月 (千葉県は1コース申請中) ②千葉県内 ③最低550円 (税込) 詳細未定 ④希望者が直接千葉県スポーツ協会へ申し込む	・日本スポーツ協会からの委託金で運営。 ・JSP0公認スポーツ指導者資格更新研修 (一部資格を除く)

5. ジュニアスポーツ指導者表彰事業

事業名	備考
(1) 千葉県スポーツ少年団顕彰	・前年度3月頃に通知。 ・千葉県スポーツ少年団顕彰要綱に基づき行う。
(2) 日本スポーツ少年団顕彰	・前年度3月頃に通知。 ・日本スポーツ少年団顕彰要綱・同施行基準に基づき行う

6. 普及・広報活動事業

事業名	備考
(1) 地域交流大会	・県内8地区程度実施。 ・地区単位においてスポーツ少年団活動の活発化と地域交流の促進を図ることを目的に実施する。 ・1コースにつき補助金70,000円。
(2) 地区会議	・地区内市町村スポーツ少年団相互及び県本部との情報交換・意見交換を行い連携を深めることを目的に実施する。 ・実施に係る費用は県本部負担。
(3) 運動適性テストII	・実施データ提供への協力。 ・詳細は日本スポーツ協会HPを参照。
(4) 広報誌「スポーツ少年ちば」	・毎年3月発行。
(5) 豊かなスポーツライフをサポートする情報誌「Sport Japan」	・奇数月10日発行 (年6回) ・都道府県、市町村スポーツ少年団、単位団に2冊ずつ配付。
(6) ガイドブック「スポーツ少年団とは」	・スポーツ少年団を紹介するガイドブック及び育成母集団研修会用教材として発行。 ・JSP0ホームページにPDF版を公開。
(7) スポーツ少年団PRリーフレット	・JSP0ホームページにPDF版を公開。
(8) 「リーダー育成マニュアル」	・ジュニア・リーダー、シニア・リーダー育成の手引書として作成。 ・JSP0ホームページにPDF版を公開。
(9) 広報活動ガイド	・JSP0ホームページにPDF版を公開。

各種事業開催市町村一覧(案)

令和5年4月末現在

事業名	地区	平成18年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年		令和3年	令和4年	令和5年	
地域交流大会	中央	千葉	千葉市	市原市	千葉市	市原市	千葉市	市原市	千葉市	市原市	千葉市	市原市	千葉市	市原市	千葉市(×)		市原市(×)	千葉市(×)	
	西	船橋	船橋市	市川市	浦安市	船橋市	八千代市	習志野市	市川市	浦安市	船橋市	八千代市	習志野市	市川市	浦安市(×)		船橋市(×)	船橋市	
		東葛	松戸市	野田市	鎌ヶ谷市	流山市	松戸市	柏市	我孫子市	柏市	柏市	柏市	鎌ヶ谷市	流山市	松戸市(×)		我孫子市		
	北	印旛	富里市	四街道市	佐倉市	酒々井町	八街市	成田市	白井市	富里市	栄町(×)	印西市	四街道市	佐倉市	酒々井町(×)		八街市(×)		
		香取	佐原市	香取市	香取市	香取市	香取市	香取市	香取市	香取市	香取市	香取市	香取市	香取市	香取市(×)		香取市(×)	香取市	
		海匝	旭市	旭市	旭市	旭市	旭市	旭市											
	東	山武	大網白里町	山武市	芝山町	九十九里町	大網白里町	横芝光町	東金市	山武市	芝山町								
		長生	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市(×)		茂原市(×)	茂原市	
		夷隅	勝浦市	大多喜町	勝浦市	いすみ市	御宿町	大多喜町											
	南	安房	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市(×)		館山市(×)		
		君津	袖ヶ浦市	君津市	袖ヶ浦市	木更津市	富津市	君津市		木更津市	富津市	君津市	袖ヶ浦市	木更津市	富津市(×)		君津市		
	母集団研修会	実施希望があれば、最大4市町村まで実施可能。	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市		千葉市	千葉市	
市原市			茂原市	香取市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市(×)		茂原市(×)	茂原市	
船橋市			富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市(×)		富津市	富津市	
富津市					館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市(×)		館山市(×)	館山市	
認定員養成講習会	中央	千葉																	
	西	船橋											船橋市	船橋市				我孫子市	
		東葛	松戸市	野田市	鎌ヶ谷市	流山市	松戸市	柏市	我孫子市	柏市	野田市	鎌ヶ谷市	流山市	松戸市	柏市		我孫子市	野田市	松戸市
	北	印旛			成田市			白井市	富里市	成田市	八街市			成田市				成田市	
		香取				香取市			香取市	香取市			香取市					香取市	香取市
		海匝	匝瑳市(×)									旭市							
	東	山武							横芝光町										
		長生				茂原市													
		夷隅																	
	南	安房		南房総市			館山市		館山市	館山市		館山市	南房総市	館山市	館山市		館山市	館山市	
君津				君津市		木更津市		君津市			富津市							木更津市	
	本部	千葉県					千葉県		千葉県	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県						
指導者研修会									香取市 船橋市	船橋市 柏市 印西市 君津市	船橋市 松戸市	船橋市 我孫子市 成田市 香取市 君津市	県本部 (船橋市) (野田市)		県本部	県本部	県本部		
日独スポーツ少年団同時交流(受入)		成田市	成田市	木更津市	中止	千葉市	浦安市	館山市	成田市	柏市	習志野市	船橋市	茂原市	千葉県での受け入れなし		オンライン交流	オンライン交流	銚子市(県本部)	

※(×)は諸事情により中止。

令和5年度千葉県スポーツ少年団種目別交流大会開催一覧

交流大会の実施要項および申込書については、千葉県スポーツ協会のホームページ(スポーツ少年団ページ) <http://www.chiba-taikyo.jp> に掲載しております。下記アドレスへお問合せください。

No.	種目	会場・大会期日	申し込み期日	問合せ申込先
1	軟式野球 (関東大会予選)	期日: 令和5年5月14日(日)から6月上旬 会場: 成田市大谷津運動公園野球場他	令和5年4月14日	〒287-0066 香取市堀之内2112 軟式野球専門部事務局 鎌倉 徹也 携帯 090-1500-5534
	軟式野球 (中学生の部)	期日: 令和5年10月22日(日), 29日(日) 11月3日(金), 4日(土) 会場: 横芝光町ふれあい坂田池公園野球場他	令和5年9月15日	メールアドレス: kamakura555@gmail.com 千葉県交流大会専用ホームページ: http://sposyo.nanso-baseball.com/
2	ミニバスケットボール	決勝トーナメント: 令和5年6月11日(日), 17日(土), 18日(日) 会場: 南房総市富浦体育館(メイン会場)	令和5年5月2日	HPへアクセスをして問合せ・申込先を確認してください。 HPアドレス: http://www.chiba-suposhou.com/ 申込先は地区ごとになっています。
3	バレーボール (関東大会予選)	男女混合決勝大会: 令和5年7月2日(日), 9日(日) 会場: 調整中	詳細は専門部へ	HPへアクセスをして問合せ・申込先を確認してください。 HPアドレス: http://chibasv.html.xdomain.jp/taikai.html メールアドレス: chiba_sposho@csva.sakura.ne.jp
	バレーボール (全国大会予選)	混合決勝大会: 令和5年12月10日(日) 会場: 調整中 男子決勝大会: 令和5年12月17日(日) 会場: 調整中 女子決勝大会: 令和5年12月17日(日) 会場: 調整中		
4	サッカー	期日: 令和5年7月22日(土), 23日(日) 会場: 重兵衛スポーツフィールド中台 (中台運動公園)	詳細は専門部へ	事務局 高橋 メールアドレス: spo.shou.soccer.jimu@gmail.com 携帯 090-5305-2515
5	ソフトボール	期日: 調整中 会場: 調整中	詳細は専門部へ	〒289-1115 八街市八街ほ560-14 ソフトボール専門部事務局 西野 克彦 携帯 090-2915-3298
6	武道	期日: 令和5年6月4日(日) 会場: 千葉県総合スポーツセンター武道館	詳細は専門部へ	〒260-0007 千葉市中央区祐光4-6-3 武道専門部長 五月女 重夫
7	剣道	期日: 令和5年12月10日(日) 会場: 内みのわ運動公園市民体育館(君津市)	詳細は専門部へ	※詳細はHP開催要項をご確認ください。 ※8月上旬頃UP予定
8	卓球	期日: 令和5年12月2日(土) 会場: 柏市沼南体育館	詳細は専門部へ	〒264-0029 千葉市若葉区桜木北1-36-2 卓球専門部長 青野 光禎 TEL 090-3529-1957
9	バドミントン	期日: 令和5年6月24日(土) 会場: JFE体育館	令和5年5月30日	〒264-0032 千葉市若葉区みつわ台5-2-17 バドミントン専門部長 佐倉 和明 TEL 043-256-0324(夜間)
10	柔道	期日: 令和5年12月3日(日) 会場: 八街市スポーツプラザ	令和5年10月30日	〒289-1103 八街市八街に106-557 柔道専門部 事務局 熊倉 正明 TEL・FAX 043-443-9422
11	空手道	前期: 令和5年5月21日(日) 会場: 千葉県総合スポーツセンター武道館	詳細は専門部へ	〒271-0045 松戸市西馬橋相川町34 空手道専門部事務局 田嶋正一郎 携帯 090-8962-3182 FAX 047-348-4977 E-mail: stajima@ai-s.jp
		後期: 令和5年11月26日(日) 会場: 千葉県総合スポーツセンター武道館		
12	ハンドボール	期日: 調整中 会場: 調整中	詳細は専門部へ	〒263-0015 千葉市稲毛区作草部町 768-10 ハンドボール専門部長 脇 友紀枝 TEL 090-5577-8369 FAX 043-239-5986

●注意事項

上記申込期日は、市町村スポーツ少年団から各種目事務局への申込期日を記載しております。各単位スポーツ少年団の関係者の皆様は所属の市町村スポーツ少年団事務局へお問合せいただき、市町村への申込期日をご確認ください。

(発 信 番 号)
年 月 日

公益財団法人千葉県スポーツ協会
千葉県スポーツ少年団
本部長 本城 一 隆 様

_____スポーツ少年団

本部長 _____

市町村スポーツ少年団役員の変更について

____年__月__日付にて、下記のとおり役員の変更がありましたので通知いたします。

記

変更役員	本部長 / 本部委員 / 指導協委員 / 専門部部員 (種目: _____) (いずれかに○をつけてください。※複数該当する場合は全てにチェック)		
新 役 員 氏 名		旧 役 員 氏 名	
JSP0公認スポーツ指導者資格の有無について ※「1」か「2」を○で囲み「1」の場合は資格名、資格番号を記入してください。 1. 公認資格あり (令和元年登録の認定員含む) 2. 公認資格なし ↓ 資格名 _____ 資格番号 _____			
自宅住所: 〒 _____ _____			
自宅電話: _____			
自宅最寄駅名 _____ 線 _____ 駅 ※最寄駅名は必ず記入してください。			
備考			

※上記記載の個人情報については、取扱・保管を厳重にし、スポーツ少年団以外の目的で使用することはありません。

スポーツ少年団各種物品送付依頼用紙

※必ず市町村スポーツ少年団事務局からお申込みください。

年 月 日

千葉県スポーツ少年団 様

スポーツ少年団

担当: _____

下記により送付願います。

記

登録証	役員・スタッフ登録証<カード>	枚
	指導者章<ワッペン>	枚
	団員章 <ワッペン>	枚
	単位団旗リボン	本
	団認定証	枚
その他	『スポーツ少年団とは』(ガイドブック) ※日本スポーツ協会 HP より PDF データの取得が可能です。 トップページ>スポーツ少年団>スポーツ少年団関連資料 http://www.japan-sports.or.jp/	冊
	千葉県スポーツ少年団規程集	冊

《送付先情報》

宛名 _____

住所 〒 _____

_____ 電話 _____

※お手数ですが、この用紙に必要な事項を記入して下記までお送りください。

メール: cjsa@chiba-taikyo.jp FAX: 043-254-0990

単位団旗(新規) 申込書

◎必ず都道府県あるいは市区町村スポーツ少年団がお申込み下さい。 記入日: 年 月 日

申込数	@1,100円(税込) × 本= 円	
申込者 <small>※申込者に該当するのは、都道府県または市区町村スポーツ少年団のみです。</small>	団名	都/道/府/県 市/区/町/村 スポーツ少年団
	事務担当者名	
	住所	〒
	TEL	
単位団旗送付先 <input type="checkbox"/> 申込者と同じ <input type="checkbox"/> 右記送付先	団名	スポーツ少年団
	受取人氏名	
	住所	〒
	TEL	
請求書送付先 <input type="checkbox"/> 申込者に郵送 <input type="checkbox"/> 単位団旗に同封 <input type="checkbox"/> 右記送付先	団名	スポーツ少年団
	受取人氏名 (代金支払者)	
	住所	〒
	TEL	
支払い方法	<input type="checkbox"/> 現金書留 <input type="checkbox"/> コンビニエンスストア振込(合計金額30,000円以内) <input type="checkbox"/> 銀行振込 <small>※銀行振込の際、名義は請求書記載の団名とし、個人名義での振込みはご遠慮願います。また、代金の振込みをされた場合は振込通知書をFAXにて日本スポーツ少年団にご提出ください。</small>	
納品希望日	<input type="checkbox"/> 特になし <input type="checkbox"/> 月 日 までに	
必要書類	<small>※請求書以外に必要な書類がありましたら○をして下さい。</small> <input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 見積書	

※単位団の1本目の購入に対しては、
 購入費の補助があるため
 日本スポーツ少年団を通じての販売
 (特別価格1,000円(税抜))となり、
 2本目以降については、
 指定業者((株)紅屋商店)から
 正規価格にて購入となります。

申込先・振込通知書提出先

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団
 〒160-0013
 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE
 TEL:03-6910-5814 FAX:03-6910-5820

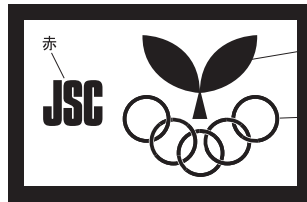
各市区町村・単位団スポーツ少年団旗 再購入 ご注文書

〈市区町村スポーツ少年団旗〉



行進・掲揚用 850 m/m × 1250 m/m
¥13,200-

〈単位団旗〉



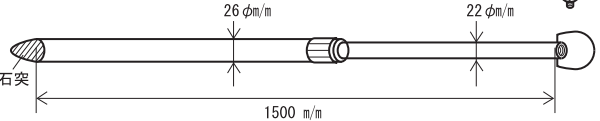
サイズ: 500 m/m × 750 m/m
生地: アクリル生地, 3色本染め仕上げ
(赤・紺・緑) ¥2,200-



〈旗竿〉
本製黒塗り千段ネジ型
3本組 2100 m/m
¥25,300-

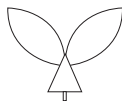
〈ポール〉

: 1500 m/m 伸縮2段アルミ製 ¥2,200-



〈旗立台〉(三脚)
スチール製クロームメッキ
仕上げ 9 m/m × 850 m/m
ケース入り
¥8,250-

〈竿頭〉
真鍮製少年団マーク
¥10,450-

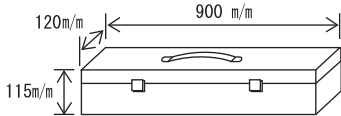
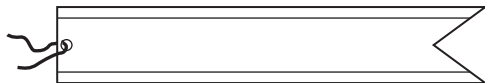


〈ケース〉ビニール(黄), 少年団マーク・名称入り
¥660-

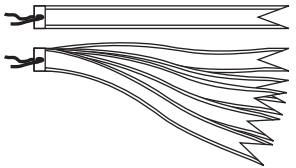


〈リボン〉

紅白 60 m/m × 420 m/m ¥154-



〈トランク〉
ビニールレザー張り
¥9,900-



〈リボン〉
5色リボン・紅白リボン 各1本
¥660-

(株)紅屋商店

〒113-0033
文京区本郷1~7~3

担当/松本・森下

☎ 03-3815-0614 FAX 03-3815-8805

E-mail: morishita@beniya-shouten.co.jp

〈市区町村スポーツ少年団旗〉(R3.10.1~)

品名	金額(税込)	注文数
市区町村旗	13,200.-	
竿頭	10,450.-	
旗竿	25,300.-	
旗立台	8,250.-	
トランク	9,900.-	
リボン	660.-	
※セットの場合(一式)	62,700.-	

〈単位団旗〉

品名	金額(税込)	注文数
単位団旗	2,200.-	
ポール	2,200.-	
プラ玉	660.-	
ケース	660.-	
リボン	154.-	
※セットの場合(一式)	5,500.-	

市区町村・団体名	担当者名	発注日	希望納期
住所			
電話	()		

※ 表示価格は消費税込みの価格となっております。送料は実費請求になります。

運動適性テストⅡについて

1. 運動適性テストⅡの概要：

- ・ 「一生涯にわたってスポーツや運動を楽しむという観点から、特に発育発達期の子どもの身体の動きやスポーツや運動の適性を評価するテスト」。
- ・ 動きの「量」の評価、動きの「質」の評価、コンディショニングチェックの3つで構成。
- ・ 定期的（春、秋の年2回を推奨）にテストを行うことで、子どもの体力や運動能力の特性やその変化を知り、個人に適した活動プログラムを作成し、活用することができる。

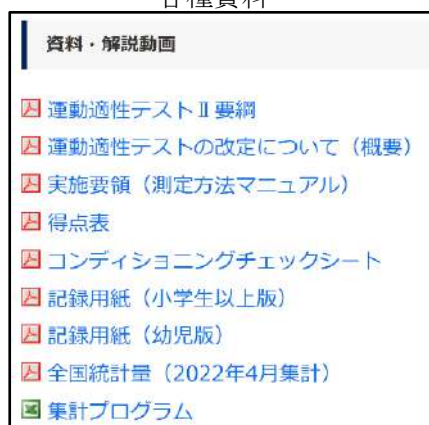
2. 各都道府県・市区町村内での普及に向けた取組について

- ・ 運動適性テストⅡについて、会議体等での紹介や実施の促進など普及に向けてご協力いただきますようお願いいたします。
- ・ 各単位スポーツ少年団がテストを実施した際には、日本スポーツ少年団宛に測定結果をご提供いただくよう周知をお願いします。

【詳細：運動適性テストⅡ概要・各種資料／動画での紹介／データ提供方法など】

<https://www.japan-sports.or.jp/club/test/tabid623.html>（公益財団法人日本スポーツ協会 HP）

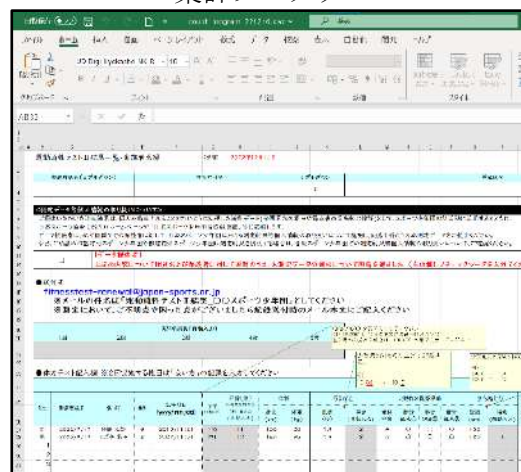
各種資料



ホームページ QR コード



集計プログラム



解説動画



3. 運動適性テストⅡ研修会等の実施にあたる講師紹介について

都道府県体育・スポーツ協会、都道府県スポーツ少年団、市区町村体育・スポーツ協会、市区町村スポーツ少年団が主催者として、研修会等（内容例：運動適性テストⅡの概要、旧運動適性テストからの改定経緯、実技を含む実施方法など）を実施する際に、日本スポーツ協会から講師を紹介することができます。ご要望がございましたら下記連絡先にご相談ください。

【連絡先】

日本スポーツ協会少年団課 運動適性テストⅡ担当

メールアドレス：fitnessstest-renewal@japan-sports.or.jp

※ ご相談は都道府県／市区町村体育・スポーツ協会、都道府県／市区町村スポーツ少年団からのみとさせていただきます

※ 講師の諸謝金および旅費は、主催団体がご負担ください

スポーツ団体ガバナンスコード／セルフチェックシート

スポーツ団体ガバナンスコード（以下、「ガバナンスコード」という。）は、スポーツ団体が遵守すべき原則・規範として、令和元年度にスポーツ庁が策定したものです。スポーツ団体に対し、コードを遵守している旨の「自己説明と公表」を促進することとしています。ガバナンスコードは、中央競技団体向け（NF向け）と一般スポーツ団体向けの2種類があり、スポーツ少年団は一般スポーツ団体向けが適用されます。

では、具体的にどのように遵守し公表すればよいのでしょうか。スポーツ庁がセルフチェックシートというものを用意していますので、そのシートに基づき、「自己説明と公表」を行うこととなります。ここでは、ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の6つの原則に対する遵守状況を「自己説明・公表」する際に用いるセルフチェックシートの記入例を参考までにお示しします。（公表の方法についてはP.54をご覧ください。）

セルフチェックシートという名称のとおり、このシートに記入した内容はどこかの団体が内容を評価するという性格のものではなく、公表することが前提となっていますので、強いて言えば広く社会から評価されるということになります。

なお、ガバナンスコードの各原則全てに対応できていない場合もあると思います。対応できていない場合は、「対応に向けた今後の取組の見通し（対応可能な目標時期）」等を示すことが望まれます。つまり、「できないことを無理やりやる」ためのものではなく、今すぐにはできなくても「なぜできないのかを明確にし、どのようにしたらいつ頃対応できそうかを自ら考える」ためのものと捉える必要があります。

また、この記入例に付随する単位団の規約（会則）例を55ページから57ページにかけて記載していますので、併せてご参照ください。

ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞の全文とセルフチェックシートのデータは以下のスポーツ庁HPからご覧いただけます。

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420888.htm



【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：]

[記載日：]

【対応状況に係る自己評価】

- A：対応している
- B：一部対応している
- C：対応できていない

対応状況欄に A、B、C いずれかを記入
 「C」の場合は、「対応できていない理由」と「どうすればいつ頃対応できそうか」等を記入

項目	対応状況
原則 1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	↑
<p>※任意団体の場合は記入不要 <例> ○NPO法人の場合……「特定非営利活動法人促進法」を遵守している。 ○一般社団法人の場合…「一般社団法人に関する法律」を遵守している。</p>	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	↓
<p>※法人格を有する団体の場合は記入不要 <例> ○規約を定めている場合 ・団体としての権利義務関係を明確化するため、規約を定め次のとおりそれを遵守している。 ✓ 多数決の原理で物事を決定している。 ✓ 団体の構成員の変更があったとしても団体が存続し、代表の決定方法や財産の管理等の団体としての主要な事項を確定させることができる。 ✓ 個人の私的な口座で財産の管理・運営を行うのではなく、団体活動のための専用の口座を用い、財産を分別して管理・運営している。 ○規約（規程等）を定めていない場合 ・所属する団員が 10 名程度であることから、現時点では団体としての規約を定めず、必要に応じて役員が協議し物事を決定しているが、今後、団体の役員間で協議し、令和〇年度に、団体としての権利義務関係を明確化するための規約を整備する。当該規約の整備にあたっては、公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団が策定した規約例を参考にする。</p>	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
<p><例> ・公共施設を用いて大会やイベントを行う際には、当該施設の使用に係る規則や、当該施設を所管する地方公共団体が定める安全管理に関する条例等を遵守する。</p>	

項目	対応状況
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
<p><例></p> <p>○体制を整備している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員が団体の構成員に対して、定期的に決算や事業報告等を行っている。 ・会報等を発行し、定期的に団体の運営状況を団体の構成員に報告している。 <p>○体制が整備されていない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点では団体としての規約が整備されていないため、令和〇年度までに策定のうえ、役員が団体の構成員に対して、定期的に決算や事業報告を行うこととする。 	
原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
<p><例></p> <p>○策定している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体として目指すべき基本方針（ミッション、ビジョン）を策定し、団体のホームページや市報の団体紹介ページで公表している。 <p>○策定していない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点では策定できていないが、令和〇年度までに策定し公表する。なお、策定にあたっては、団体の構成員を広く参画させる。 	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
<p><例></p> <p>○実施している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年に1回、役員、スタッフを対象に、暴力行為やセクハラ、パワハラ行為等防止のためのコンプライアンス研修を行っている。 ・役員、スタッフは、年に1回、都道府県（市区町村）が開催するコンプライアンスに関する研修会に参加している。 <p>○実施していない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点ではコンプライアンス教育の実施ができていないが、令和〇年度からは年に1回、役員、スタッフを対象とした研修会を開催する。 	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	
<p><例></p> <p>○実施している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年に1回、指導者を対象に、暴力行為やセクハラ、パワハラ行為等防止のためのコンプライアンス研修を行っている。 ・指導者は、年に1回、都道府県（市区町村）が開催するコンプライアンスに関する研修会に参加している。 <p>○実施していない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点ではコンプライアンス教育の実施ができていないが、令和〇年度からは年に1回、指導者を対象とした研修会を開催する。 	

項目	対応状況
原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○団体の規約に会計処理に関する定めがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ・団体の会計処理が適切に行われるよう、団体の規約に必要な事項を定め、そのとおり処理している。 ○団体の規約に会計処理に関する定めがない、または規約（規程等）を定めていない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・現時点では団体の規約に会計処理に関する定めがないため（団体としての規約が整備されていないため）、令和〇年度末までには定めることとする。なお、規約の整備にあたっては、公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団が策定した規約例を参考にする。 	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村から補助金を受ける際は、市区町村が定める当該補助金に関する実施要項等を遵守している。 ※公的助成を受けていない場合は、「現時点では公的助成を受けていないが、今後受給する場合は、助成団体が定める実施要項等を遵守する」旨を記入すること等も考えられる。 	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○体制を整備している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・団体の規約に基づき、監事による監査を行うとともに、定時育成母集団総会において前年度の会計に関する計算書類の承認を受けている。 ○体制が整備されていない場合、または規約（規程等）を定めていない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・現時点では団体の規約に監査体制に関する定めがないため（団体としての規約が整備されていないため）、令和〇年度末までには定めることとする。なお、規約の整備にあたっては、公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団が策定した規約例を参考にする。 	
原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○実施している場合 <ul style="list-style-type: none"> ・団体のホームページや団体が地域住民に向けて定期的に発行している会報において、役員体制や会計処理に関する情報を掲載している。 ○実施していない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・現時点では団体のホームページや団体が定期的に発行する会報等はないが、令和〇年度までには地域住民が団体の役員体制や会計処理に関する情報を閲覧できるような広報活動を行う。 	

項目	対応状況
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
<div style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p><例></p> <p>○実施している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体のホームページや団体が地域住民に向けて定期的に発行している会報において、スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況（セルフチェックシートの記入内容）を公開している。 <p>○実施していない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点では団体のホームページや団体が定期的に発行する会報等はないが、令和〇年度までには地域住民に対する広報活動を行い、当該活動においてスポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況（セルフチェックシートの記入内容）を公開する。 </div>	
<p>原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</p>	
<p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか（ある場合は下欄に記述）</p>	
原則■について	
<p>▲(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p> <div style="border: 1px dashed green; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>原則6は、プロスポーツ団体等、社会的影響が大きいスポーツ団体を対象として想定しているものであるが、遵守できている又は今後遵守が可能と思われるNF向けのガバナンスコードの個別の規定がある場合は記述する。</p> </div>	

遵守できている又は今後遵守が可能と思われるNF向けのガバナンスコードの個別の規定の番号・内容を記入

セルフチェックシート等を用いたガバナンスコードの遵守状況に関する自己説明は、定期的に作成し、公表することが望まれます。団体のホームページ等で広く公表することが難しい場合には、ステークホルダー（団員をはじめとした関係者等）への説明方法として、団体が定期的に発行する会報等に掲載したり、年に1度、定時総会で説明するといった方法も考えられます。

日本スポーツ振興センターが運営するスポーツガバナンスウェブサイトを活用して公表することも可能です。

日本スポーツ振興センター「スポーツガバナンスウェブサイト」

<https://www.sg-web.jpnsport.go.jp/sgw/Top>



単位スポーツ少年団規約の参考例

第1章 総 則

第1条（目的） 本規約は、〇〇〇〇スポーツ少年団（以下「本団」といいます。）の運営に関する基本的な事項を定めるものです。

第2条（事務所） 本団の事務所は〇〇〇〇内に置きます。

第3条（目的） 本団は、日本スポーツ少年団の目的に従い、スポーツを通じ青少年の心身の健全な育成に資する事を目的とします。

第4条（活動） 本団は、前条の目的を達成する為に次の活動を行います。

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 各種スポーツ活動 | (5) 他団体との交歓交流活動 |
| (2) 体力テスト | (6) 奉仕活動 |
| (3) レクリエーション活動 | (7) その他本団の目的達成に必要な活動 |
| (4) 文化学習活動 | |

第2章 団 員

第5条（構成） 原則、〇〇【市・区・町・村】内に在住し、本団において前条に定める活動を行うことを希望する者は、誰でも本団の団員となることができます。

第6条（申込み） 本団の団員となることを希望する者は、本団の所定の様式により申込みをし、第20条に定める会費を支払ってください。

第7条（有効期間） 本団の団員となる期間は、加入の申込みを受けた日からその年度の末日（3月31日まで）までとなります。次年度も団員となることを希望する者は、改めて前条に定めるとおり、本団に申込みを行ってください。

第8条（団の登録） 本団は、第6条に定めるところにより加入登録を行った団員をまとめ、日本スポーツ少年団登録システムに登録するとともに、団として〇〇【市・区・町・村】スポーツ少年団に所定の登録料を支払って、本団の登録を行います。又、団登録に明記された団員は、全員公益財団法人スポーツ安全協会の保険に加入いたします。

第3章 育成母集団

第9条（権限） 育成母集団は、本団の組織、運営、管理その他本団に関する一切の事項について決議をすることができます。

第10条（構成） 育成母集団は、第11条に定める育成者をもって組織されます。

第11条（育成者）

1. 新たに団員となった者の保護者は、当然に育成者となります。
2. 前項に定めるもののほか、本団の目的に賛同する個人、団体は、育成母集団総会による承認をもって、育成者となります。
3. 保護者以外の者（過去に保護者であった者を含む）は、いつでも、本団に届け出ることにより、育成者を辞任することができます。

第12条（育成母集団総会の開催）

1. 当団の定時育成母集団総会は、毎年4月1日から5月末日までの間に開催されるものとします。

2. 団長は、前項に定めるもののほか、いつでも育成母集団総会を招集することができます。
3. 育成者の総数の3分の1以上の者が希望するとき、団長は、育成母集団総会を招集しなければならないものとします。

第13条（決議要件） 育成母集団総会の決議は、本規約に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる育成者の過半数が出席し、出席した育成者の過半数をもって行います。

第14条（議事録）

1. 団長は、育成母集団総会の議事について、議事録を作成するものとします。
2. 本団は、育成母集団総会の日から5年間、前項の議事録を保管するものとします。

第4章 役員

第15条（役員） 本団には、次の役員を置きます。

団長 1名 副団長 若干名（各学年より1名）
指導者 若干名 会計 2名 監事 2名

第16条（選任） 前条の役員は、育成者の中から、育成母集団総会の決議により選任します。

第17条（任期）

1. 本団の役員の任期は、選任後最初に実施される定時育成母集団総会の終了時までとします。但し、再任を妨げません。
2. 本団の役員に欠員の生じた時は、育成母集団総会の決議により、それを補充するものとします。

第18条（権限）

1. 団長は、本団を代表し、育成母集団総会によって決議された活動方針に従い、団務を統轄します。
2. 副団長は、団長を補佐し、団長に事故ある時は、その職務を代行します。
3. 指導者は、育成母集団総会によって決議された活動方針に従い、本団の活動を指導します。
4. 会計は、本団の会計を担当します。
5. 監事は、前各項に定める者の会計に関する業務執行を監査し、計算書類について意見を述べます。

第5章 会計

第19条（会計） 本団の会計は、団員の納める会費、育成母集団費、寄附金、補助金、その他の収入によって支弁します。会費については、別に定めます。

第20条（会費） 会費は団員1人当たり1年〇〇円とし、毎年4月に前期分〇〇円、10月に後期分〇〇円を納入するものとします。なお、会費には

以下の費用が含まれます。

スポーツ少年団登録料〇円【東京都新宿区の場合 500 円】

公益財団法人スポーツ安全協会の保険加入料 〇円

第 21 条（会計年度） 本団の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わります。

第 22 条（事業報告、計算書類の承認）

1. 団長は、定時育成母集団総会において、前年度の事業報告を行い、計算書類の承認を受けなければなりません。
2. 監事は、前項に定める事業報告および計算書類について、事前に確認の上、意見を述べるすることができます。

第 6 章 その他

第 23 条（個人情報の取扱と利用目的）

1. 本団の活動により得られた個人情報（氏名、生年月日、年齢、学年、住所、電話番号、メールアドレス、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の登録番号、資格名）は、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取扱うことといたします。
2. 個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用することとし、本人（未成年の場合は、保護者）の承諾なく、他の目的には利用いたしません。
 - ・スポーツ少年団登録手続き
 - ・スポーツ少年団関係の事業への参加申込
 - ・その他必要な場合（個人情報利用前に本人（未成年の場合は、保護者）に承諾を得ることとします）

第 24 条（所属団体の規定の適用） 本団の活動に当たっては、本団が登録する、日本スポーツ協会、日本スポーツ少年団、〇〇【都道府県】スポーツ少年団、〇〇【市区町村】スポーツ少年団および日本〇〇〇〇【競技の国内統括団体】（以下総称して「所属団体」といいます。）の諸規定が適用されます。本年の活動に参加する者は、所属団体に対する個別の登録の有無にかかわらず、所属団体の諸規定を遵守するものとし、これに違反した場合には本団および所属団体から処分を受けることがあることを予め承諾するものとします。

第 25 条（規約の改正および解散）

1. 本規約の改正および本団の解散は、育成母集団総会の承認をもって行います。
2. 前項に定める承認の決議は、議決権を行使することができる育成者の過半数が出席し、出席した育成者の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

附則 1. 本規約は、〇年〇月〇日より施行します。

スポーツにおける暴力行為等相談窓口

日本スポーツ協会（JSPO）では、スポーツ現場における暴力行為等に関する相談に対応するため「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」を設置しています。

当窓口で取扱える内容は、日本スポーツ協会（JSPO）公認スポーツ指導者やスポーツ少年団登録者による JSPO 倫理規程違反事案等に限定されます。当窓口において取扱える範囲外の相談内容の場合は別の窓口を紹介させていただくこともございますので、予めご了承ください。

窓口の概要（取扱範囲や利用方法等）は、JSPO ホームページにてご確認ください。

<https://www.japan-sports.or.jp/cleansport/tabid1349.html>



利用方法

① WEB 相談フォーム 24 時間随時受付



② FAX 03-6910-5820 24 時間随時受付



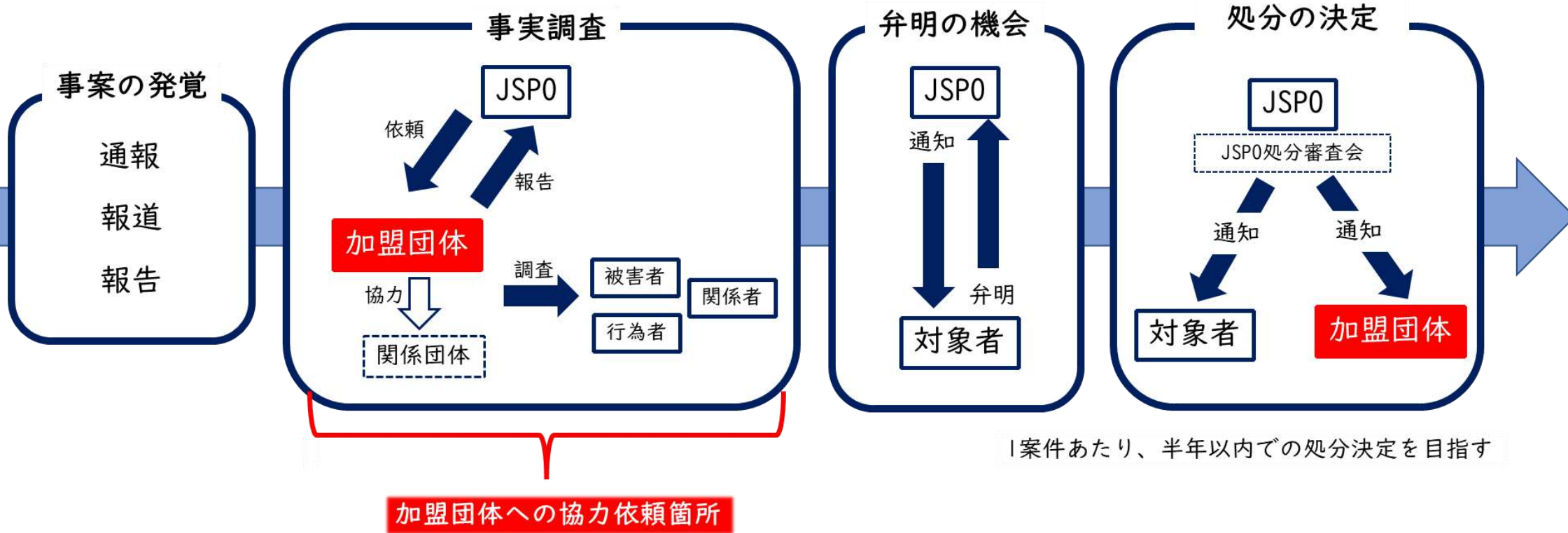
③ 電話 03-6910-5827 毎週火・木曜日 13:00 ~ 17:00
(年末年始・祝日を除く)





□登録者等処分規程における処分手続きの流れ

所要時間の目安





□登録者等処分規程施行後の 関係団体の役割

情報の吸い上げ

処分はJSPOが責任をもつ

調査協力依頼・
対象者のフォロー



《暴力等の根絶に向けて》

中央競技団体/都道府県スポ協での取組み

①相談窓口の整備・充実



③処分後の対象者の管理（フォローアップ）



②調査体制の強化、充実



④予防・啓発活動の充実



公認スポーツ指導者及びスポーツ少年団登録者の処分に関する申し合わせ事項

(目的)

第1条 本申し合わせ事項は、「公益財団法人日本スポーツ協会登録者等処分規程」に則った本協会ならびに加盟団体、千葉県・市町村スポーツ少年団、千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会等の対応等について定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 本申し合わせ事項において、登録者等とは、以下の者をいう。

(1) 公認スポーツ指導者

「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」第6条において認定を受けた者。

(2) スポーツ少年団登録者

「公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ少年団登録規程」第5条により認定された団員・指導者・役員及びスタッフ。

2 「公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ少年団登録規程」第4条の定めにかかわらず、本規程において、スポーツ少年団登録者は、「公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ少年団登録規程」第3条により登録を申請した時点から認定を受けたものとみなす。

(対応)

第3条 「公益財団法人日本スポーツ協会登録者等処分規程」第11条・第13条・第21条により、加盟都道府県体育・スポーツ協会が担う事実調査の対応及び報告等について迅速に実施する。

2 事実調査は、以下の事項について行う。

(1) 審査対象者の氏名

(2) 調査対象事実

(3) 現時点で存する証拠

3 事実調査の報告は以下の項目について行う。

(1) 審査対象者の氏名

(2) 処分内容に関する意見

(3) 調査対象事実に関する調査結果

(4) その他、事実として認められる遵守事項の違反に関する調査結果

(5) 証拠

4 事実調査にあたり、本協会ならびに加盟団体、千葉県・市町村スポーツ少年団、千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会等が協力し、迅速に調査・報告を行うこととする。

(所管委員会)

第4条 本申し合わせ事項に関する事柄は、本協会倫理委員会（総合企画・財務委員会）にて処理する。

(違反行為の防止)

第5条 県内のスポーツ団体・指導者の健全なスポーツ活動の推進のため、本協会ならびに加盟団体、千葉県・市町村スポーツ少年団、千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会等で連携・協力して違反行為の防止についての取組を行う。

(その他)

第6条 本申し合わせ事項の実施に関し必要な事項及び変更は、理事会の決議により行う。

附則 本申し合わせ事項は、令和5年3月24日から施行する

市町村スポーツ少年団 事務局一覧

市町村名	〒	住所	住所2	電話番号	FAX番号
千葉市	260-0025	千葉市中央区問屋町1-20	公益財団法人千葉市スポーツ協会内	043-238-2380	043-203-8936
市原市	290-0051	千葉県市原市君塚5-12-5	市原市スポーツ少年団事務局 富澤良一	0436-23-1893	0436-23-1893
船橋市	274-0063	船橋市習志野台2-73-19	船橋市スポーツ少年団事務局 北村 寿	047-461-5474	047-461-5474
市川市	272-0827	市川市国府台1-6-4	市川市スポーツ課(国府台スポーツセンター内)	047-318-2013	047-318-2014
習志野市	275-0021	習志野市袖ヶ浦5-1-1	(公財)習志野市スポーツ振興協会内	047-452-4380	047-452-4480
八千代市	276-0045	八千代市大和田138-2	八千代市教育委員会文化・スポーツ課	047-481-0305	047-486-4199
浦安市	279-8501	浦安市猫実1-1-1	浦安市教育委員会生涯学習部市民スポーツ課	047-712-6819	047-351-5494
松戸市	271-0064	松戸市上本郷4434	松戸運動公園内(一財)松戸市スポーツ協会	047-369-2030	047-710-6718
柏市	277-0856	柏市新富町1-2-41-109	柏市スポーツ少年団事務局 石井 健	080-2560-7794	
野田市	278-8550	野田市鶴奉7-1	野田市役所自然経済推進部スポーツ推進課内	04-7123-1367	04-7122-1558
流山市	277-0884	柏市みどり台2-12-3	流山市スポーツ少年団事務局 吉開 幹大	090-8108-7252	
我孫子市	270-1166	我孫子市我孫子1684	我孫子市教育委員会文化スポーツ課内	04-7185-1604	04-7185-1760
鎌ヶ谷市	273-0195	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	鎌ヶ谷市教育委員会生涯学習部文化・スポーツ課内	047-445-1531	047-445-1100
佐倉市	285-8501	佐倉市海隣寺町97	佐倉市役所生涯スポーツ課内	043-484-6742	043-484-1677
成田市	286-8585	成田市花崎町760	成田市シティプロモーション部スポーツ振興課	0476-20-1584	0476-22-4494
四街道市	284-0003	四街道市鹿渡2001-10	四街道市教育委員会スポーツ青少年課	043-424-8926	043-424-8923
酒々井町	285-0922	印旛郡酒々井町中央台4-10-1	酒々井町教育委員会生涯学習課	043-496-5334	043-496-5323
八街市	289-1143	八街市八街い84-10	八街市スポーツプラザ内	043-443-1465	043-443-8005
富里市	286-0221	富里市七栄652-268	富里市教育委員会生涯学習課	0476-92-1597	0476-93-9640
栄町	270-1516	印旛郡栄町安食938-1	栄町教育委員会生涯学習課スポーツ振興班	0476-95-1112	0476-95-9500
印西市	270-1367	印西市浦部275松山下公園総合体育館	印西市健康子ども部スポーツ振興課内	0476-42-8417	0476-42-8427
白井市	270-1492	白井市復1123	白井市教育委員会生涯学習課スポーツ振興係内	047-492-1111	047-492-6377
香取市	287-8501	香取市佐原口2127	香取市教育委員会生涯学習課内	0478-50-1221	0478-54-5550
神崎町	289-0221	香取郡神崎町神崎本宿96	神崎町教育委員会内	0478-72-1601	0478-70-1150
東庄町	289-0601	香取郡東庄町笹川い4713-11	東庄町教育委員会教育課	0478-86-0064	0478-86-3454
多古町	289-2241	香取郡多古町多古2855多古町コミュニティプラザ内	多古町教育委員会生涯学習課社会体育係	0479-76-7811	0479-76-7813
銚子市	288-0031	銚子市前宿町1140	銚子市体育館内	0479-24-9559	0479-24-9558
旭市	289-2595	旭市ニ2132	旭市教育委員会体育振興課内	0479-64-1132	0479-62-5855
匝瑳市	289-2141	匝瑳市八日市場ハ793-1	匝瑳市教育委員会生涯学習課スポーツ振興班内	0479-73-0097	0479-73-0015
東金市	283-8511	東金市東岩崎1-1	東金市教育委員会スポーツ振興課スポーツ振興係内	0475-50-1189	0475-50-1294
大網白里市	299-3265	大網白里市上貝塚160	大網白里市教育委員会生涯学習課スポーツ振興室内	0475-72-5708	0475-72-0436
九十九里町	283-0195	山武郡九十九里町片貝4099	九十九里町教育委員会	0475-70-3193	0475-76-7423
山武市	289-1345	山武市渡辺262-1	成東中央公民館内	0475-80-1461	0475-82-2058
横芝光町	289-1727	山武郡横芝光町宮川11907-2	横芝光町教育委員会社会文化課内	0479-84-1358	0479-84-2877
芝山町	289-1624	山武郡芝山町小池973	芝山町教育委員会教育課社会教育係内	0479-77-1861	0479-77-1950
茂原市	297-0029	茂原市高師2165番地	茂原市市民体育館内	0475-23-2811	0475-25-9351
一宮町	299-4301	長生郡一宮町一宮2461	一宮町教育委員会教育課内	0475-42-1416	0475-42-1424
白子町	299-4292	長生郡白子町関5038-1	白子町教育委員会生涯学習課	0475-33-2144	0475-33-7461
長柄町	297-0218	長生郡長柄町桜谷690	長柄町教育委員会生涯学習課	0475-35-3242	0475-35-5095
長南町	297-0121	長生郡長南町長南2072	長南町B&G海洋センター	0475-46-2860	0475-46-2860
睦沢町	299-4413	長生郡睦沢町上之郷1565	睦沢町総合運動公園内	0475-44-5211	0475-44-5228
長生村	299-4336	長生郡長生村岩沼2119	長生村教育委員会生涯学習課	0475-32-5100	0475-32-5199
勝浦市	299-5292	勝浦市新官1343-1	勝浦市教育委員会生涯学習課スポーツ振興係内	0470-73-6613	0470-73-9066
大多喜町	298-0216	夷隅郡大多喜町大多喜486-12	大多喜町B&G海洋センター内	0470-82-2462	0470-82-4526
いすみ市	298-8501	いすみ市大原7400-1	いすみ市教育委員会生涯学習課内	0470-62-2811	0470-62-2836
御宿町	299-5102	夷隅郡御宿町久保2200	御宿町公民館内	0470-68-2947	0470-68-7130
館山市	294-8601	館山市北条1145-1	館山市教育委員会教育部スポーツ課	0470-22-3696	0470-23-3115
鴨川市	296-0014	鴨川市太尾866-1	鴨川市建設経済部スポーツ振興課	04-7093-5111	04-7093-5112
鋸南町	299-2118	安房郡鋸南町竜島1111-6	鋸南町B&G海洋センター	0470-55-4411	0470-55-4450
南房総市	299-2592	南房総市岩糸2489	南房総市教育委員会生涯学習課内	0470-46-2964	0470-46-4059
木更津市	292-8501	木更津市朝日3-10-19 木更津市役所朝日庁舎	木更津市健康子ども部スポーツ振興課	0438-23-5319	0438-25-3991
君津市	299-1192	君津市久保2-13-1	君津市健康子ども部スポーツ推進課内	0439-56-1698	0439-56-1629
富津市	293-8506	富津市下飯野2443	富津市教育委員会生涯学習課内	0439-80-1344	0439-80-1353
袖ヶ浦市	299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場1-1	袖ヶ浦市教育委員会スポーツ振興課	0438-62-3791	0438-63-9680